

令和6年度

包括外部監査結果報告書

「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」

令和7年3月

奈良市包括外部監査人

公認会計士 瀬瀬 和雅

目 次

第1 監査の概要	1
【1】 外部監査の種類.....	1
【2】 選定した特定の事件	1
1. 選定した特定の事件	1
2. 包括外部監査の監査対象基金及び担当課.....	1
3. 包括外部監査対象期間	2
4. 特定の事件を選定した理由	2
【3】 包括外部監査の方法	3
1. 監査の視点.....	3
2. 主な監査手続	3
【4】 包括外部監査人補助者.....	3
【5】 包括外部監査実施期間.....	3
【6】 利害関係.....	4
【7】 金額単位等	4
第2 市の概要	5
【1】 市の財政状態	5
【2】 市の財政の健全性について	9
1. 健全化判断比率について.....	9
2. 市の健全化判断比率の範囲	10
3. 市の健全化判断比率の状況	11
第3 基金の管理について.....	12
【1】 基金制度の概要.....	12
1. 基金とは	12
2. 基金の根拠法令	12
【2】 市の基金の概況.....	15
1. 基金残高の推移	15
2. 設置している基金の一覧.....	15
3. 他の中核市との基金の規模比較.....	17
4. ふるさと納税の状況	21
第4 監査の結果	23
【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	23
1. 監査の結果及び意見の記載方法.....	23

2. 監査の結果及び意見の一覧	24
【2】 基金の管理全般にかかる監査の総括	26
1. 基金全般にかかる監査の結果及び意見	26
【3】 監査の結果及び意見	43
1. 奈良市財政調整基金	43
2. 奈良市地元公共事業積立基金	46
3. 奈良市観光振興基金	48
4. 奈良市減債基金	51
5. 奈良市民文化振興基金	54
6. 奈良市町並み保存整備事業基金	57
7. 奈良市福祉基金	60
8. 奈良市国民健康保険財政調整基金	63
9. 奈良市介護給付費準備基金	66
10. 奈良市地域づくり推進基金	69
11. 奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金	72
12. 奈良市地域振興基金	75
13. 奈良市心のふるさと応援基金	78
14. 奈良市教育振興基金	81
15. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金	84
16. 奈良市森林活性化推進基金	87
17. 奈良市児童相談所基金	93
18. 奈良市まち・ひと・しごと創生基金	96
19. 奈良市朱雀大路跡整備事業基金	99

第1 監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成13年奈良市条例第36号）第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について

2. 包括外部監査の監査対象基金及び担当課

監査対象の基金、各基金の担当課は以下のとおりである。

No.	基金名	担当課
1	奈良市財政調整基金	財政課
2	奈良市地元公共事業積立基金	資産管理課
3	奈良市観光振興基金	観光戦略課
4	奈良市減債基金	財政課
5	奈良市民文化振興基金	文化振興課
6	奈良市町並み保存整備事業基金	奈良町にぎわい課
7	奈良市福祉基金	福祉政策課
8	奈良市国民健康保険財政調整基金	国保年金課
9	奈良市介護給付費準備基金	介護福祉課
10	奈良市地域づくり推進基金	地域づくり推進課
11	奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金	土木管理課
12	奈良市地域振興基金	総合政策課

No.	基金名	担当課
13	奈良市心のふるさと応援基金	納税課
14	奈良市教育振興基金	教育総務課
15	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金	地域づくり推進課
16	奈良市森林活性化推進基金	農政課
17	奈良市児童相談所基金	子育て相談課
18	奈良市まち・ひと・しごと創生基金	総合政策課
19	奈良市朱雀大路跡整備事業基金	文化財課

3. 包括外部監査対象期間

令和5年度の執行分

必要に応じて令和4年度以前又は令和6年度の執行分を含む

4. 特定の事件を選定した理由

奈良市（以下「市」という。）の令和4年度末の基金の残高の総額は10,995百万円である。基金の種類は、財政調整基金（2,841百万円）、減債基金（1,703百万円）のほか、特別目的の主なものとして、地域振興基金（4,000百万円）、地元公共事業積立基金（1,873百万円）、心のふるさと応援基金（333百万円）がある。特に心のふるさと応援寄附金（ふるさと納税）については、令和5年度の応援寄附金の合計は20,090件で、533百万円と前年比で約1.7倍となった。

「奈良市第5次総合計画」及び「第2期奈良市総合戦略」で掲げるまちの方向性の実現に向けて、人口減少への対応に向けた持続的な発展を目指すための重点分野を中心に施策を実施し成果を挙げていくことが求められている。

また、近年の物価高騰の影響により厳しい財政状況になることが予測される中、市にとっても歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

そのような状況において、特定の目的のために資金を積み立てた基金は市における将来に向けた「貯金」とも言え、基金に対する市民の関心は一定程度あるものと考えられる。また、市の歳入の一つであるふるさと納税について市民の関心が

高まっており、ふるさと納税に関する歳出や集まったふるさと納税の行政機関の使い道にも注目されている。

以上のことから、基金に関する財務事務の執行について検討することは重要であると判断し、本年度のテーマに選定することとした。

【3】 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 基金の管理

- ① 基金の目的、意義について
- ② 基金の設置・積立て・取崩し・運用は、法令、条例、規則等に準拠して適正に実施されているかどうか
- ③ 基金は有効に活用されているかどうか
- ④ 基金財産の運用は効率的かどうか
- ⑤ 基金の今後の見直し・廃止の必要性について

2. 主な監査手続

(1) ヒアリング

上記の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 適用される諸規程、マニュアル等を閲覧した。
- ② 基金について、設置経緯、残高推移、財源、実施した事業の内容等を把握するため、調査票を配布し、担当課に提出を求めた。
- ③ 監査対象とした基金を管理する担当課に質問を行った。
- ④ 監査対象とした基金に関する関係帳簿等を閲覧した。

【4】 包括外部監査人補助者

酒井 康行	公認会計士	藤原 慎太郎	公認会計士
山岡 正人	公認会計士	向 裕司	公認会計士
中井 宏美	公認会計士	安達 実穂	公認会計士試験合格者

【5】 包括外部監査実施期間

令和6年7月1日から令和7年3月17日

【6】 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

【7】 金額単位等

金額については表示単位未満を四捨五入しており、また、率その他についても表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

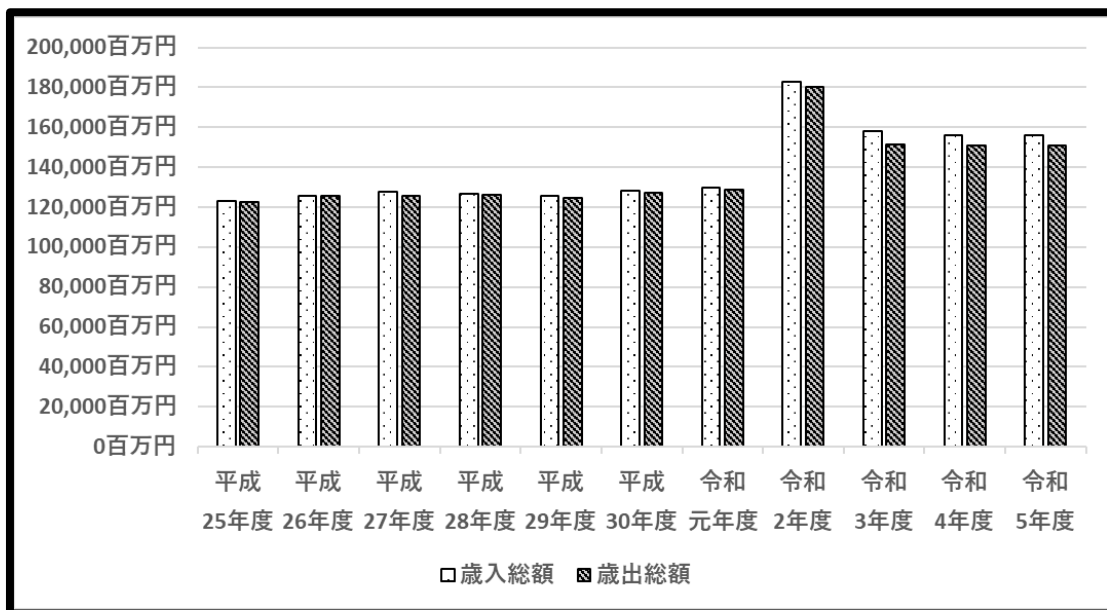
第2 市の概要

【1】 市の財政状態

「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行」を監査するにあたり、市の財政状態として把握したところを以下に紹介する。

直近10年間の、市の歳入、歳出の推移は下図のとおりである。

< 普通会計歳入歳出の推移 >



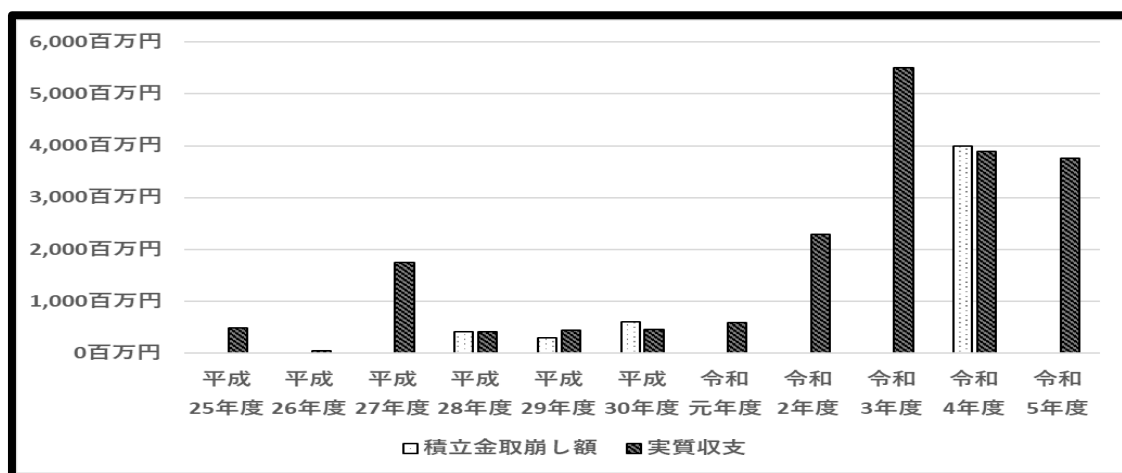
(出所：令和4年度までは総務省のホームページの「財政状況資料集」を基に監査人が作成し、令和5年度は市からの提供情報を基に監査人が作成)

市の普通会計（※）の歳入歳出の規模は、令和2年度を機に大幅に増加している。新型コロナウイルスの影響などにより市税収入が減少した一方、新型コロナ対策のための国庫支出金や市債等が増加したことから歳入歳出ともにピークとなっており、令和2年度以降は僅かながら減少傾向にある。

※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。

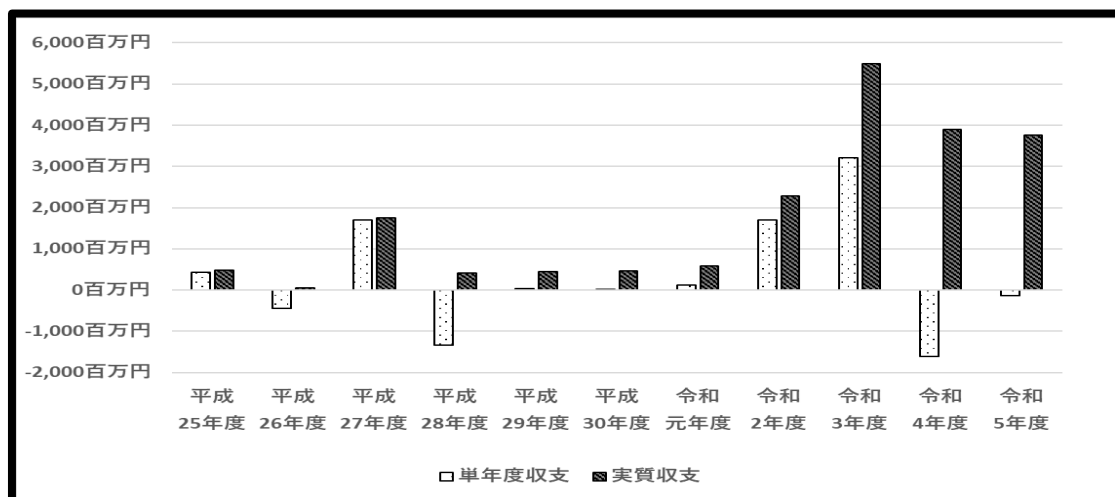
以下は、財政調整基金の取崩額と実質収支及び単年度収支の推移である。財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、年度間の財政調整や大規模災害など不測の事態が発生した際の活用が見込まれるものである。単年度収支がマイナスの年度はあるが、実質収支は黒字が続いたことから財政調整基金の確保が進み、過年度より課題とされていた地域振興基金からの借入 4,000,000 千円を解消するために、令和 4 年度に財政調整基金の取崩しが行われた。

<積立金の取崩額と実質収支の推移>



(出所：令和 4 年度までは総務省のホームページの「財政状況資料集」を基に
監査人が作成し、令和 5 年度は市からの提供情報を基に監査人が作成)

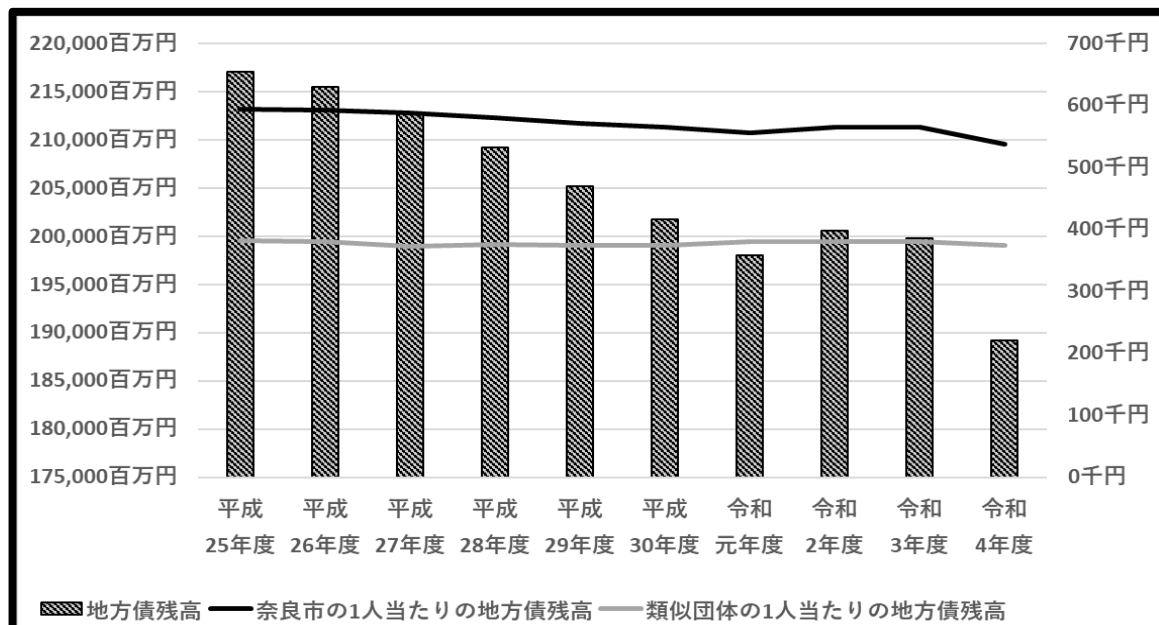
<単年度収支及び実質収支の推移>



(出所：令和 4 年度までは総務省のホームページの「財政状況資料集」を基に
監査人が作成し、令和 5 年度は市からの提供情報を基に監査人が作成)

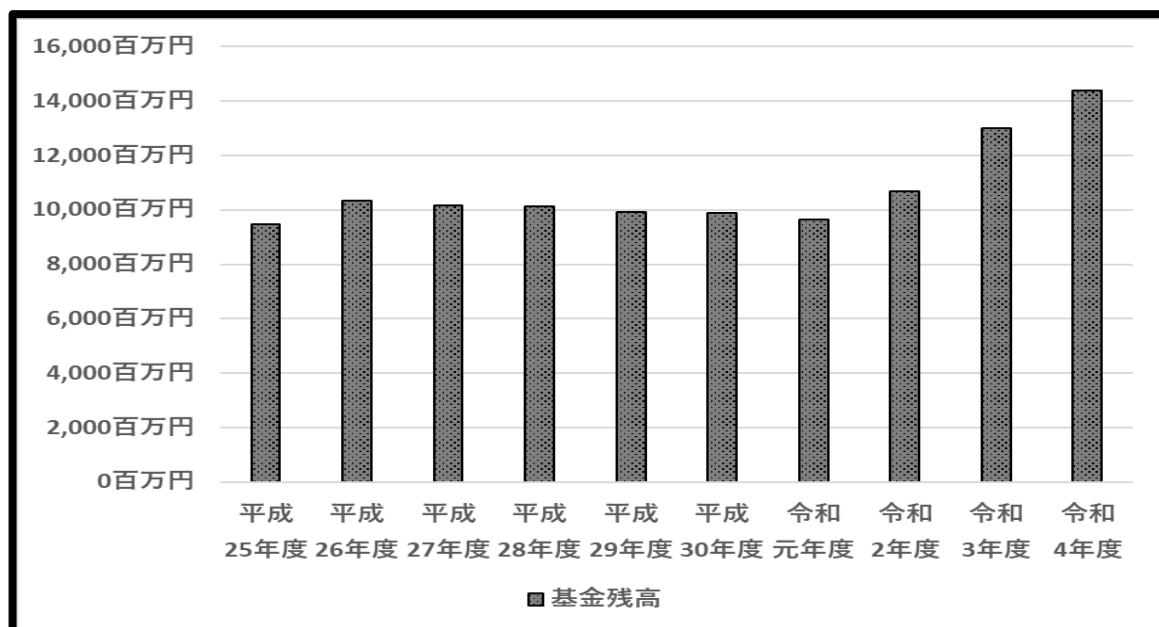
地方債及び基金の残高の推移はそれぞれ以下のとおりである。

< 地方債残高の推移 >



(出所：総務省のホームページの「財政状況資料集」及び「類似団体比較カード」を基に監査人が作成)

< 基金残高の推移 >



(出所：市のホームページの「奈良市決算審査意見書」を基に監査人が作成)

市の借金である地方債残高は、令和元年から令和２年度にかけて増加したが、趨勢としては、平成 25 年度以降、減少傾向にある。また、市の人口が大きく変動していないことから、人口 1 人当たりの地方債残高に関しても、令和元年度から令和２年度の増加を除き、平成 25 年度をピークとして緩やかな減少傾向にある。

一方、類似団体（人口と産業構造から市町村を分類して、同じ類型に属する団体の総称。市の財政状況を把握するための、最も身近な尺度であり、市の場合は「中核市」が類似団体となる）との比較において、人口 1 人当たりの地方債残高は多い状況が続いている。

市の地方債残高が減少していること及び収入超過の状況が続いたことにより基金に積み立てる資金ができたため、基金残高が増加傾向にある。

【2】 市の財政の健全性について

1. 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされている。

（1）実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

（2）連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示す指標ともいえる。

（3）実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

（4）将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

(出所：総務省作成「健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説」)

2. 市の健全化判断比率の範囲

市では上記4指標の対象数値の集計範囲を以下の表のとおりに定めて算定している。

【 健 全 化 判 断 比 率 の 対 象 】

一 般 会 計						
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計 法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計				資金不足比率
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等		(一財)奈良市総合財団 (公財)奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社				

(出所：令和5年度健全化判断比率の概要)

3. 市の健全化判断比率の状況

市の過去5年間の各指標を示すと以下のとおりである。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため、算出されていない。また、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準及び財政再生基準の基準数値を超えていない状況にある。

<実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率>

(単位：％)

	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
令和元年度	—	—	11.2	137.3
令和2年度	—	—	10.3	119.7
令和3年度	—	—	9.9	103.7
令和4年度	—	—	9.5	90.0
令和5年度	—	—	9.8	81.7

(出所：令和元年～令和5年度 健全化判断比率の概要)

(単位：％)

	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(出所：令和5年度健全化判断比率の概要)

第3 基金の管理について

【1】 基金制度の概要

1. 基金とは

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。いわゆる自治体にとっての「貯金」のようなものである。

上述のとおり、基金は「財産を維持し、資金を積み立てるための基金」である積立基金と、「定額の資金を運用するための基金」である定額運用基金とに大別される。

前者は特定財源を確保するために設けられる資金又は財産である。例えば、学校の建設資金を確保したり、地方債の償還のために積み立てたりする資金又は財産である。これらの基金については、その設置目的を実現するために、それから生ずる収益のみならず元本をも処分し使用することができる。積立基金はさらに、①事業に充てるために元本を取り崩すもの、②運用益のみを財源に充てるために取り崩すもの、③上記①及び②の両方の要素を併せ持つものに分類することができる。

後者は財源調達を目的で設置されるものではなく、一定額の前資金を運用することにより特定の事務又は事業を運営するために設けられるものである。例えば、物品の集中購買等のために設けられるもの、資金の貸付けのために設けられるもの等をいう。

2. 基金の根拠法令

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（地方自治法第241条第1項）。当該規定を根拠に、市は各基金に係る条例を設置し、各基金の所管課にて基金の管理（積立て及び処分）を行っている。

<基金の根拠法令>

地方自治法

第241条

1. 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設ける

ことができる。

2. 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
3. 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
4. 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
5. 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
6. 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
7. 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
8. 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

また、地方財政法においては、以下のように、単年度だけではなく翌年度以降の財政の状況も考慮して健全な運営を維持しなければならないこと、年度間の財源の調整のための積立金への繰入れとその運用、積立金の処分要件などが規定されている。

地方公共団体における年度間の財政運営の考慮

第4条の2

地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

地方公共団体における年度間の財源の調整

第4条の3

1. 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該地方公

共同体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2. 前項の規定により積み立てた金額（次項及び次条において「積立金」という。）から生ずる収入は、全て積立金に繰り入れなければならない。
3. 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

積立金の処分

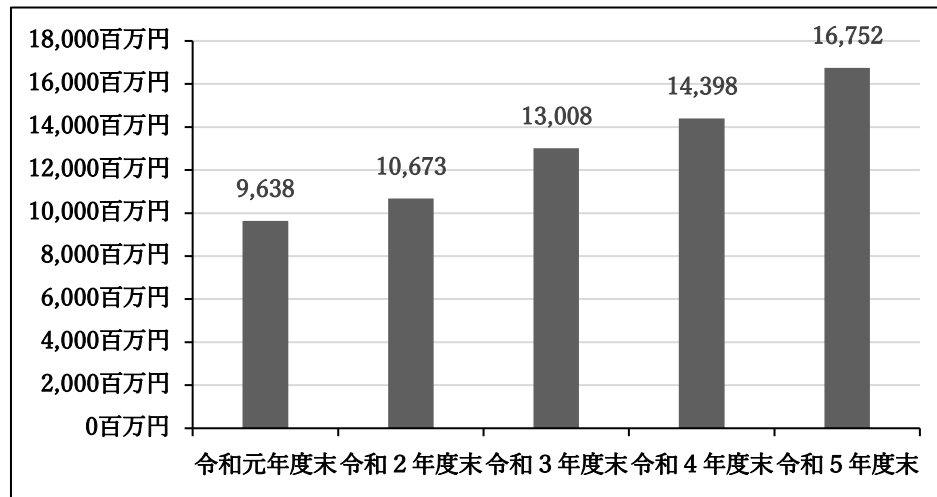
第4条の4 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- （1） 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- （2） 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- （3） 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- （4） 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- （5） 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

【2】 市の基金の概況

1. 基金残高の推移

市における過去5年間の基金（総額）の年度末残高の推移は次のとおりである。



（出所：「一般会計及び特別会計決算審査意見書」内の「財産に関する調書」を基に
監査人が作成）

2. 設置している基金の一覧

令和5年度末時点において、市が設置している基金は以下のとおりである。本年度の包括外部監査では、これら全ての基金を監査対象としている。

（単位：千円）

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高
1	奈良市財政調整基金（※1）	財政課	昭和57年12月17日	5,040,749
2	奈良市地元公共事業積立基金	資産管理課	昭和55年3月31日	1,827,252
3	奈良市観光振興基金	観光戦略課	昭和60年6月25日	27,343
4	奈良市減債基金	財政課	平成2年3月14日	1,300,185
5	奈良市民文化振興基金	文化振興課	平成2年4月1日	4,100
6	奈良市町並み保存整備事業基金	奈良町にぎわい課	平成2年3月27日	—
7	奈良市福祉基金	福祉政策課	平成5年3月16日	39,774
8	奈良市国民健康保険財政調整基金	国保年金課	平成8年3月25日	360,455
9	奈良市介護給付費準備基金	介護福祉課	平成12年4月1日	3,390,780
10	奈良市地域づくり推進基金	地域づくり推進課	平成17年4月1日	89

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高
11	奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金	土木管理課	平成 17 年 4 月 1 日	7,541
12	奈良市地域振興基金	総合政策課	平成 17 年 9 月 30 日	4,000,000
13	奈良市心のふるさと応援基金	納税課	平成 20 年 6 月 30 日	549,975
14	奈良市教育振興基金	教育総務課	平成 20 年 12 月 17 日	87,276
15	奈良市市民参画及び協働による まちづくり基金	地域づくり 推進課	平成 21 年 7 月 1 日	—
16	奈良市森林活性化推進基金	農政課	令和元年 7 月 1 日	28,324
17	奈良市児童相談所基金	子育て 相談課	令和 2 年 3 月 31 日	34,991
18	奈良市まち・ひと・しごと創生基金	総合政策課	令和 5 年 9 月 29 日	53,000
19	奈良市朱雀大路跡整備事業基金 (※2)	文化財課	昭和 52 年 3 月 31 日	—

(出所：市より入手)

※1 財政調整基金は、年度間の財政調整や大規模災害など不測の事態が発生した際の活用が見込まれるものである。

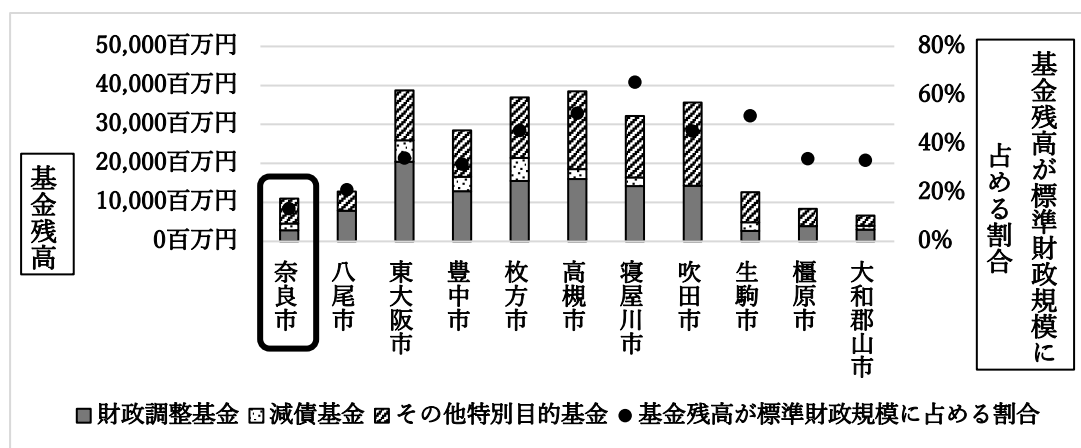
※2 令和 5 年 4 月 1 日に廃止された。

3. 他の中核市との基金の規模比較

市の基金の積立ての状況を理解するため、市の近隣にある大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市との比較を、大阪府及び奈良県が公表する「令和4年度決算市町村別 財政状況資料集」を利用して実施した。なお、標準財政規模は、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額であり、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものである。

市は財政健全化のため市債の償還を優先したことから基金残高が他の中核市と比べて低くなっている。

<令和4年度末の基金残高>



(出所：大阪府及び奈良県が公表する「財政状況資料集」より監査人が作成)

＜令和４年度決算に基づく健全化判断比率との比較＞

実質公債費比率（％）

1	高槻市	-1.3
2	寝屋川市	-1.2
3	大津市	-0.5
4	八王子市	-0.4
5	吹田市	-0.3
6	岡崎市	0.6
6	枚方市	0.6
8	豊田市	1.3
8	福山市	1.3
10	郡山市	1.9
11	柏市	2.0
12	福島市	2.3
13	豊中市	2.5
13	倉敷市	2.5
15	岐阜市	2.9
16	川口市	3.1
17	姫路市	3.2
18	船橋市	3.4
18	松本市	3.4
18	一宮市	3.4
18	八尾市	3.4
22	久留米市	3.5
23	宇都宮市	3.9
24	明石市	4.0
25	高崎市	4.2
26	金沢市	4.3
26	鹿児島市	4.3
28	豊橋市	4.4
29	西宮市	4.5
30	佐世保市	4.7
31	長野市	4.9
32	函館市	5.1
33	横須賀市	5.5
34	大分市	5.8
35	越谷市	6.0
35	呉市	6.0
37	川越市	6.4
38	宮崎市	6.8
39	東大阪市	6.9
40	高松市	7.0
41	山形市	7.6
42	松山市	7.9
43	富山市	8.0
43	甲府市	8.0
45	前橋市	8.2
46	旭川市	8.5
46	尼崎市	8.5
48	八戸市	8.6
48	秋田市	8.6
48	那覇市	8.6
51	いわき市	8.7
51	鳥取市	8.7
53	水戸市	9.2
54	和歌山市	9.4
55	奈良市	9.5
56	長崎市	9.7
57	松江市	9.9
58	下関市	10.0
59	盛岡市	10.2
60	福井市	10.8
61	青森市	12.1
62	高知市	12.7

平均値 5.4

将来負担比率（％）

1	郡山市	-
1	いわき市	-
1	船橋市	-
1	柏市	-
1	八王子市	-
1	松本市	-
1	岐阜市	-
1	岡崎市	-
1	豊田市	-
1	大津市	-
1	豊中市	-
1	吹田市	-
1	高槻市	-
1	枚方市	-
1	八尾市	-
1	寝屋川市	-
1	東大阪市	-
1	西宮市	-
1	倉敷市	-
1	福山市	-
1	佐世保市	-
22	越谷市	2.1
23	福島市	2.7
24	久留米市	5.2
25	川口市	6.7
26	姫路市	11.6
27	一宮市	16.5
28	横須賀市	17.1
29	尼崎市	19.5
30	明石市	21.0
31	金沢市	23.6
32	甲府市	24.2
33	松山市	24.3
34	鹿児島市	25.1
35	長野市	27.7
36	豊橋市	27.8
37	高崎市	29.5
38	宮崎市	30.1
39	大分市	32.0
40	函館市	37.4
41	下関市	41.0
42	宇都宮市	43.1
43	福井市	43.5
44	呉市	43.7
45	那覇市	45.7
46	前橋市	59.3
47	鳥取市	62.5
48	川越市	63.1
49	高松市	66.8
50	松江市	69.1
51	盛岡市	71.2
52	青森市	77.6
53	旭川市	82.0
54	奈良市	90.0
55	秋田市	94.7
56	富山市	94.9
57	和歌山市	95.0
58	八戸市	96.3
59	山形市	97.0
60	長崎市	103.9
61	水戸市	132.9
62	高知市	160.9

平均値 34.2

令和３年度
奈良市9.9

令和３年度
奈良市103.7

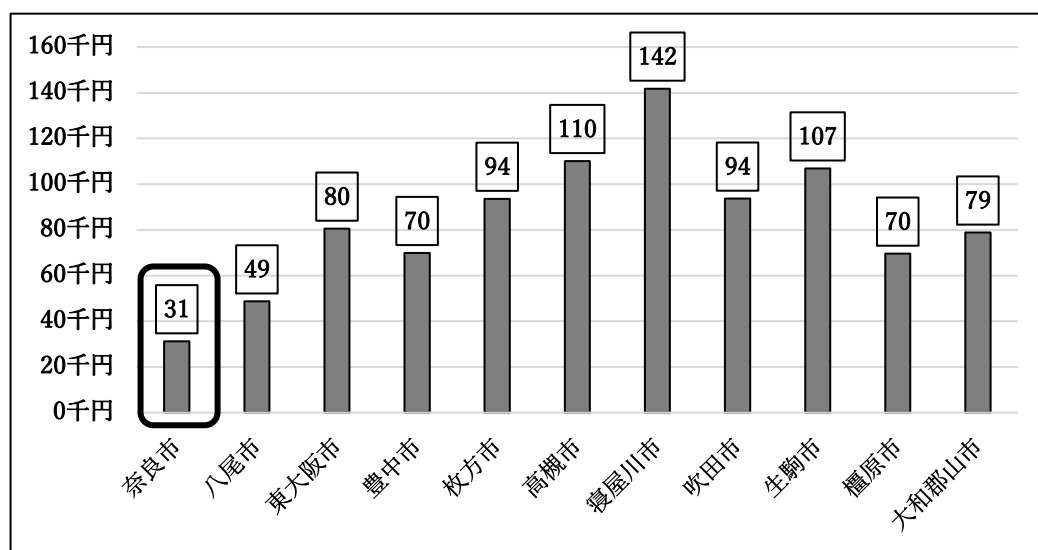
※実質公債費比率のマイナスは、実質的な公債費を元利償還金に係る交付税算入額等が上回っていることを表している。

※将来負担比率の「-」は、充当可能財源が将来負担額を上回っており、実質的な将来負担が発生していないことを表している。

(出所：総務省ホームページ「令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（令和5年11月30日）より監査人が加工）

令和4年の国勢調査における人口に基づき1人当たりの基金残高を算出した結果は下図のとおりである。

＜令和4年度末の1人当たりの基金残高＞



(出所：大阪府及び奈良県が公表する財政状況資料集より監査人が作成)

上図から見てとれるとおり、市の基金残高は、大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市と比べて、相対的に少ない。これは、長年、市の財政状況が厳しく、基金に積み立てる資金的余裕がなかったためとされている。地域振興基金から一般会計へ4,000,000千円の年度を越えた繰替運用を行い、それが解消できない状況が継続していたほどである。

また、他の類似団体（中核市）と比較して、市の実質公債費比率や将来負担比率も決してよい水準であるとは言えない。しかし、市は財政健全化のため市債の償還を優先したことから結果として基金残高が低水準となっていた。

そして、直近では、市の財政調整基金の残高は増加している。令和4年度に地域振興基金からの4,000,000千円の年度を越えた繰替運用を解消するために一時的

に減少したものの、令和５年度の黒字決算による積立てにより、令和３年度と同水準まで回復した。

市の現況や市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後１０年間で市民と行政がともに目指す市の将来像を共有することを目的として、１０年後のまちの姿と具体的なまちの方向性を示す「奈良市第５次総合計画」を策定し、さらに行財政改革に集中的に取り組むため「奈良市新たな行財政改革計画」を推進し、各年度では新規市債の発行の抑制や行政サービスの水準維持に配慮した人件費の削減や、事業の精査と効率的な予算執行等に努めた結果、基金が少しずつ増加している。

4. ふるさと納税の状況

ここでは、近年、基金の重要な財源となっているふるさと納税について整理する。

市では、奈良のまちづくりを応援する目的の寄附を募り、各種事業に活用するため、「奈良市心のふるさと応援寄附金」を設けている。このふるさと応援寄附金には「ふるさと納税制度」が適用され、返礼品を受けとることができ、市への寄附が増加傾向にある。

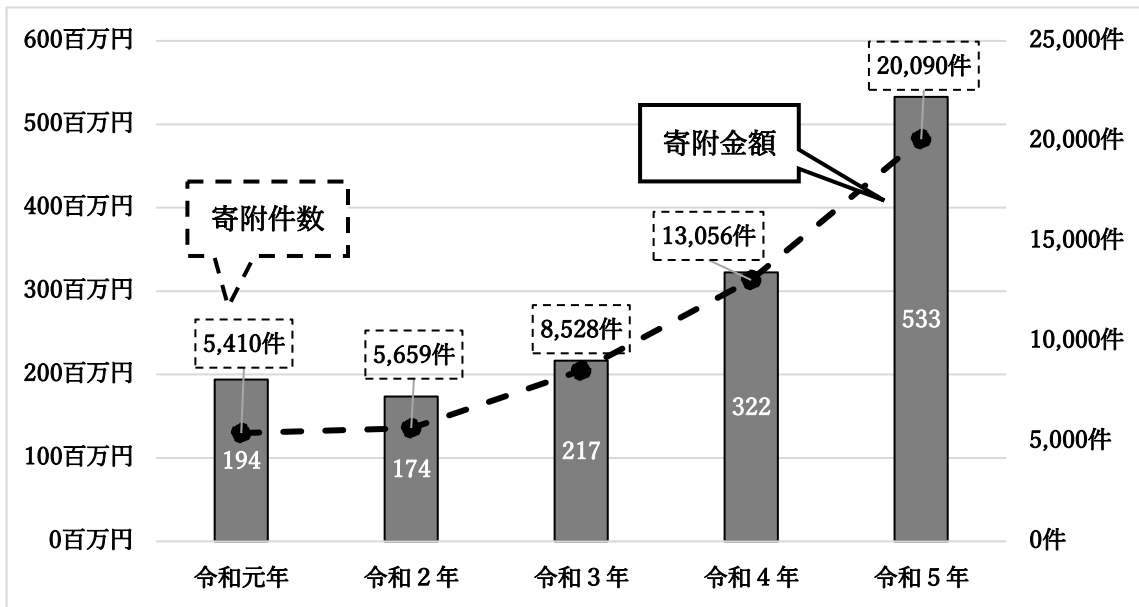
(参考) ふるさと納税制度

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。

奈良市心のふるさと応援寄附金の推移は、以下のとおりである。

全体的に増加傾向にあり、とりわけ令和4年、令和5年においては、市の納税課担当者によるPR活動の強化や国民へのふるさと納税制度の浸透の結果、寄附金の増加幅が大きくなっている。

<奈良市心のふるさと応援寄附金の推移>



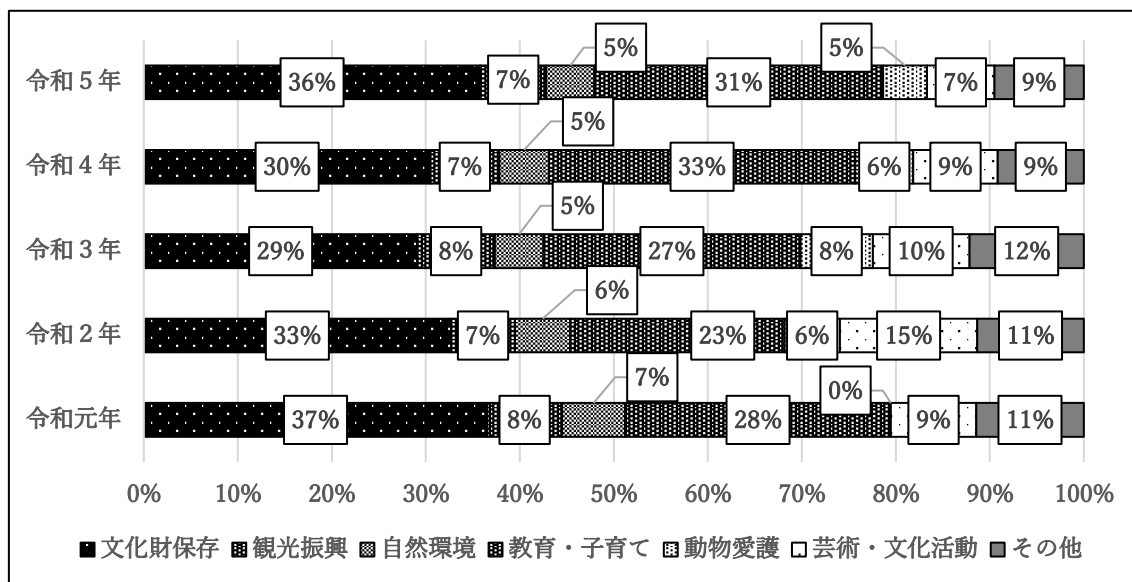
(出所：市のホームページの公表データより監査人が作成)

特定の分野での活用を求める「奈良市中心のふるさと応援寄附金」は、特定の目的のために資金を積み立てる「基金」と親和性の高さが認められる。実際に、寄附金が希望された分野に活用されるまでの間、一旦基金に積み立てて活用するために、寄附の使い道に合わせて指定された基金に積み立てている自治体もあるが、市ではそのように基金を設定せず、一部のみ別基金（奈良市児童相談所基金）に振り替えて（クラウドファンディングを除く）、寄附受入年度の翌年度の事業に充当する金額を「奈良市中心のふるさと応援基金」に積み立てている。そして、集まった寄附金の使途については、寄附者の意向に沿って関係課が調整している。

奈良市中心のふるさと応援寄附金の活用分野別の寄附金額の割合について、令和元年度からの推移を見てみると以下のとおりである。

寄附金額、寄附件数ともに増加傾向にあり、令和4年度に比べて令和5年度は寄附金額が1.7倍、寄附件数も1.5倍に増加しているが、寄附者による寄附目的の選択の傾向は大きく変わらず、令和5年度の寄附金額全体に占める割合の36%が文化財保存、31%が教育・子育てとなっている。

＜奈良市中心のふるさと応援寄附金の活用分野別寄附金割合の推移＞



（出所：市のホームページの公表データより監査人が作成）

第4 監査の結果

【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行における監査に係る指摘については、43 ページ以降の「第4【3】監査の結果及び意見」に、基金ごとに取りまとめているところである。本章では、監査の結果及び意見を基金ごとに次の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

なお、監査の「結果」「意見」「参考意見」の区分について、以下の取扱いとする。
これらは今後の基金の管理及び運用において留意することが望まれるものである。

結果	意見	参考意見
・法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。 ・法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの。	・結果以外のもの ・経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善を要望するもの。	・結果及び意見以外のもの。経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等に資するため、推奨するもの。

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
総括			
今後の基金残高増加の必要性について	参考意見	○	26
基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて	意見	○	26
基金にかかる積立方針及び中長期計画について	意見	○	31
ふるさと納税を活用した基金の運用について	意見	○	36
基金の財源となるふるさと納税における使い道の設定について	参考意見	○	38
奈良市財政調整基金			
繰替運用に関する規程制定の必要性について	意見		44
奈良市地元公共事業積立基金			
なし	—		—
奈良市観光振興基金			
新たな財源確保の必要性について	参考意見		50
奈良市減債基金			
基金残高について	意見		52
奈良市民文化振興基金			
基金の今後の運用について	意見		55
奈良市町並み保存整備事業基金			
基金の今後の運用について	意見		58
奈良市福祉基金			
条例の見直しについて	参考意見		62
福祉に関する寄附金事務について	意見		62
奈良市国民健康保険財政調整基金			
なし	—		—

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
奈良市介護給付費準備基金			
なし	—		—
奈良市地域づくり推進基金			
今後の基金の在り方について	参考意見		70
奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金			
基金の有効活用について	参考意見		74
奈良市地域振興基金			
基金の今後の運用について	意見		77
奈良市心のふるさと応援基金			
寄附の使い道に係る選択肢の設定について	参考意見		80
基金の管理について	参考意見		80
奈良市教育振興基金			
なし	—		—
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金			
基金の在り方について	意見		86
奈良市森林活性化推進基金			
基金の活用計画の策定について	意見		89
奈良市児童相談所基金			
基金の積立目標金額設定の必要性について	意見		95
充当事業の見直しについて	参考意見		95
奈良市まち・ひと・しごと創生基金			
基金の今後の運用について	参考意見		98
奈良市朱雀大路跡整備事業基金			
なし	—		—

※質的に重要と思われる事項

結果：0 項目、意見：12 項目、参考意見：10 項目

【2】 基金の管理全般にかかる監査の総括

1. 基金全般にかかる監査の結果及び意見

個々の基金にかかる監査の視点、監査手続、監査の結果及び意見は、「【3】監査の結果及び意見」で後述しているとおりであるが、監査の過程を通じて把握された、各基金に共通する課題を踏まえて、市全体で対応すべきと考える事項を、以下のとおり識別した。

(1) 今後の基金残高増加の必要性について（参考意見）

「第3 基金の管理について」の「3. 他の中核市と基金の規模比較」にて、市の基金残高及び基金残高が標準財政規模に占める割合と、大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市と当該数値をそれぞれ比較した場合、基金残高及び基金残高が標準財政規模に占める割合は低かった。これは、財政健全化のために基金への積立よりも市債の償還を優先させてきたことによるものである。この結果、令和5年度の将来負担比率は81.7%と令和4年度の90%より8.3%改善している（「令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の概要」）。

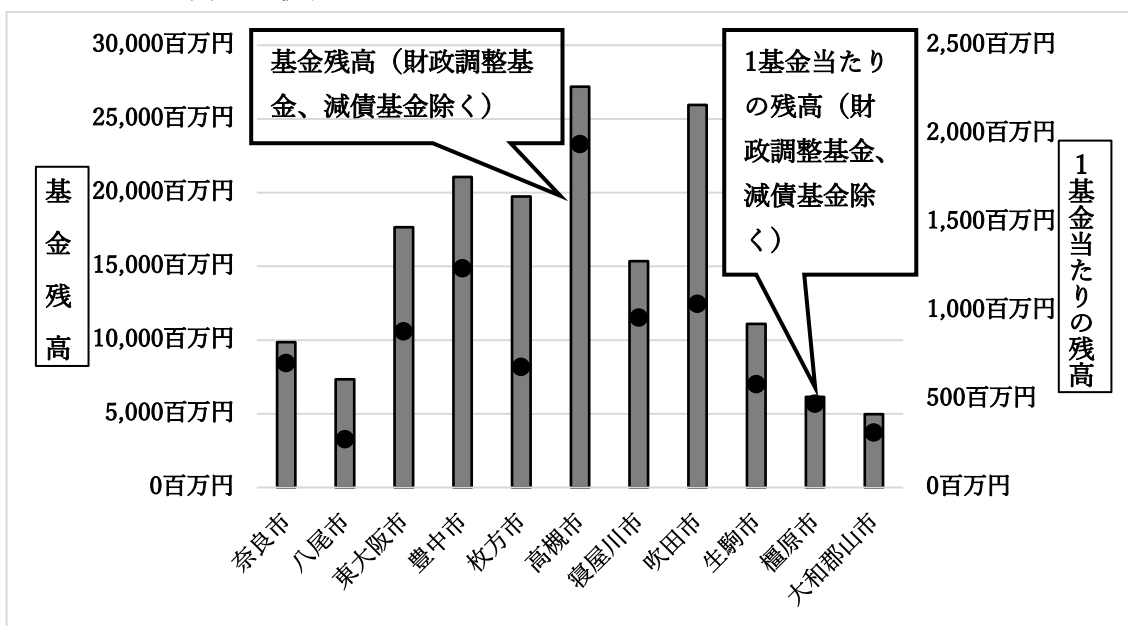
今後は、人口減による税収の減少及び公共施設の老朽化対策、災害若しくは社会保障関係経費の増加などの将来の備えに対応するため、安定した財政運営を目指して、基金の残高を計画的に増加させることが望ましい。

(2) 基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて（意見）

財政調整基金及び減債基金を除く、その他の特定目的基金（以下、「その他特定目的基金」という。）の基金残高を大阪府内の中核市及び奈良県内の主要都市と比較した結果を示すと次ページのとおりである。

なお、次ページの数字は特別会計を含めたものである。また、当分析段階でデータが得られる令和4年度を比較情報として利用した。

＜大阪府内中核市、奈良県内主要都市のその他特定目的基金の残高及び1基金当たりの残高の比較表＞



(出所：各市がホームページで公表している以下のデータを監査人が集計し作成)

奈良市：「令和4年度奈良市一般会計及び特別会計決算審査意見書」から、第4審査結果、4. 財産に関する調書、基金の状況から「本年度末現在高」

八尾市：「令和4年度八尾市一般会計特別会計歳入歳出決算書」から、8. 財産に関する調書、4. 基金から「4年度末現在高」

東大阪市：「令和4年度東大阪市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書」の第4審査の結果、6財産に関する調書、(3)基金から「令和4年度末現在高」

豊中市：「令和4年度(2022年度)豊中市財産に関する調書」の4. 基金から「決算年度末現在高」

枚方市：「令和4年度歳入歳出決算書 一般会計・各特別会計」の財産に関する調書、4. 基金から「前年度末現在高」

高槻市：「令和4年度(2022年度)高槻市一般会計特別会計歳入歳出決算附属書類及び運用基金に関する調書」の財産に関する調書、4. 基金から「決算年度末現在高」

寝屋川市：「令和4年度寝屋川市決算及び健全化判断比率等審査意見書」のI. 第6. 審査の概要、7. 基金から「決算年度末現在高」

吹田市：「令和4年度(2022年度)吹田市各会計別歳入歳出決算附属書類」の財産に関する調書、4. 基金から「決算年度末現在高」

生駒市：「令和4年度生駒市一般会計・特別会計及び公営企業会計決算審査意見書」の第10財産に関する調書、4基金から「令和5年3月末残高」

橿原市：「令和４年度橿原市一般会計特別会計歳入歳出決算書」の１．一般会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、４．基金から「決算年度末現在高」、及び４．介護保険特別会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、１．基金から「決算年度末現在高」（一般会計と各特別会計で財産に関する調書がそれぞれに存在するため、合算している）

大和郡山市：「令和４年度一般特別会計決算に関する説明書」の８財産に関する調書、〔４〕基金から「決算年度末現在高」

大阪府内の中核市及び奈良県内の主要都市との比較において、人口や基金の規模を勘案しても、その他特定目的基金の１基金当たりの残高がやや少ない状況にあるといえる。この点、基金の目的を達成したものが含まれている可能性や、社会情勢等の変化で十分に活用できなくなったものが含まれている可能性がある。

<基金の在り方及び有効活用に対する結果・意見の内容>

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
奈良市町並み保存整備事業基金	当基金が設置された際には、約 10 億円の残高があったものの、必要な事業に充当されてきた結果、令和元年度末に残高が 0 円となって以降、令和 5 年度までその状況が続いている。 現状、町並みの保存整備に係る必要な支出額は、一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 一方で、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「文化財の保存及び活用事業」・「観光振興事業」が設けられている。 当該事業で想定されるものが「奈良にふさわしい伝統的景観を造り出すため」という当基金の設置目的に適うのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。
奈良市地域づくり推進基金	当基金残高は、令和元年に地域自治協議会の拠点整備費として充当されて以降、繰替運用利息の積立ては行われておらず、結果として令和 5 年度末時点で 89 千円となっている。

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
	現状、「地域づくり」という基金の設置目的を実現するに十分な基金が積み立てられていないことから、基金の存続について検討する必要があると考える。 過去、あやめ池土地地区画整理事業及び学研奈良登美ヶ丘駅周辺土地地区画整理事業の整備費用に充当を行うための寄附金の受け皿として積み立てられていた実績があり、大規模な住宅開発等で民間業者等と協働してまちづくりを進めていく際に、寄附を活用する場合の受け皿として利用することが想定される場合には、当基金を残しておくことも有効であると考えられる。 しかし、現状、基金の利用計画はないことから、当基金の統合又は廃止を行うべきである。
奈良市民文化振興基金	基金設立時には 200,000 千円の残高があり、必要な事業に充当された結果、平成 29 年度に残高が 0 円となった。令和 5 年度では残高が 4,100 千円となっている。 現状、文化振興に係る必要な支出額は一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 所管課としても、文化振興に関する寄附（個人のふるさと納税を除く）が積立対象であり、今後の見通しが立てづらく、継続性、安定性に課題感を持っている。この点、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「なら国際映画祭への支援」・「Japan National Orchestra への支援」・「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と、文化振興事業に関連するものがある。文化振興事業に関連する資金を確保する必要性からふるさと納税（寄附）で資金を集めているのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金	市は、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）に基づき、当基金を設置した。当基金が設置された目的は、市民活動の活性化と、市民主体による魅力ある地域社会の発展を目指し、市民公益活動団

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
	体や事業を支援したい方からの寄附金の受け皿とするためである。 当該条例を踏まえた「（仮称）奈良市市民が選ぶ１％支援制度に対する提言」（平成２２年３月４日 奈良市市民公益活動推進会議）によれば、支援制度実施要綱について検討を行ったが制度化には至らなかった。この「１％支援制度」はハンガリーで成立した法律を参考にした制度である。ハンガリーでは、納税者が所得税の１％相当額について自らの選定した非営利組織等に用途を指定できるというパーセント法があり、この法律は市民の公益活動への支援と活性化を図ることによって市民活動に対する市民の理解と関心を深めることや、納税に対する意識の高揚を図ることを目的としている。 市でも、当該支援制度が制度化していれば、市民が自分の納めた市民税の１％に相当する額で自分の選んだ市民公益活動を支援できるものであった。 平成２２年度、平成２３年度の２年度にわたり基金積立金などの予算案が提出されたが、市議会において予算案が０円に減額され、それ以降、当基金については活用に至っていない。 当基金は、基金設置当初から令和５年度まで残高が０円で推移しており、関係する事業については、一般会計予算の事業費として執行されている。また、寄附による基金の積立も行われていない。 基金残高が０円で推移している背景については、当基金の目的としている市民公益活動の推進に関して、ボランティアや地域活動等の支援には毎年度必要な予算措置を講じていることから、予算として当基金に積立てを行うという具体的な取組は行っていないとのことであった。この事実は、市民公益活動に必要な資金を提供するという基金を設置した当初の目的が蔑ろにされているとも捉えられる。 今後も当基金への一般会計からの積立てや寄附が見込めないのであれば、基金の在り方について、廃止を含めて検討するべきである。

基金の管理や運用については、各基金条例の定めに基づき行うものの、具体的な事業内容は基金を管理する所管課に任されている。そのため、各所管課による管理の下で基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、基金の設置目的が依然として有効であるかを定期的にモニタリングし、必要に応じて「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。

基金を活用した事業の効果の測定、つまり、事業実施の必要性の評価は、市の行政評価や事業実施計画の策定、予算査定などで確認されている。しかし、事業の実施が基金の設置目的に照らして、その目標や中長期計画に貢献しているのかを総合的に評価することも重要である。そして、基金の活用状況の総合的な評価を踏まえたうえで、今後も基金の有効活用が見込まれるかどうかを検討する必要がある。

なお、基金の目的の達成は中長期的に取り組んでいくものであることを勘案すると、総合的な評価による基金の活用方法の見直しの頻度は5年に一度程度とすることが考えられる。

(3) 基金にかかる積立方針及び中長期計画について（意見）

基金は、条例で定められた目的を達成するために活用する必要があるが、大部分の基金は、年度ごとに基金を財源にした事業計画を策定して、予算化し、執行するにとどまっている。

近年はふるさと納税の寄附による積立てが増加傾向にあるが、ふるさと納税は返礼品の内容次第で寄附額が大きく増減する性格をもち、また、市民からの寄附や剰余金による積立ても、時期や金額を精度高く予測することが難しいため、中長期計画は実行可能性に疑義があり作成する意義が乏しいとの考えもある。

しかし、【2】1（2）のグラフのとおり、市の基金残高が他の中核市と比べて少ない状況にあるなか、限りある資金を有効かつ効率的に活用するためには計画的に事業を進める必要がある。

また、基金の活用方針や活用計画がない場合、一般会計からの予算配分が少ないときに基金を活用するといった、所管課の貯金としての位置付けにされてしまいかねない。

基金にかかる積立方針及び中長期計画が策定されていないことに関しては、各基金においても、次のとおり結果・意見を報告事項として記載している。

＜基金に係る積立方針及び中長期計画に対する結果・意見の内容＞

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
奈良市まち・ひと・しごと創生基金	当基金については、企業版ふるさと納税の受入体制構築のために設けられた基金である。令和6年5月時点では5社から寄附があり、その充当先として1つの事業（鴻ノ池運動公園駐車場整備事業）に充当されている。 寄附者の募集を業者に委託し、声掛けを実施しているものの、上記以外の寄附受入れはなく、市に寄附をする動機付けや、ストーリーを示して広く周知することが課題として認識されている。このため、予算化できる歳入が限られているといえる。 時限的な制度、税制改正による内容の変更の可能性があるという状況ではあるが、基金の有効活用という観点から基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが望ましい。
奈良市森林活性化推進基金	森林環境譲与税収支フレームに基づき3年先までの当基金に関する計画は策定されているが、中長期的な視点からの計画が策定されていない。基金を有効活用する観点から、現状の課題とそれを解決するための活用方針及び市民の満足度をさらに高める新たな取組みの策定などが必要である。事例として、兵庫県神戸市では森林環境譲与税を活用した森林整備実施計画を策定している。このように、具体的な実施計画を策定することが望ましい。
奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金	「奈良市 橋梁個別施設計画」（令和5年5月）によれば、市は、平成25年に管理する200橋の橋梁を対象に長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型への移行を目指して事業を進めてきた。橋の現状を把握するため、平成26年から、法令により義務化された5年に一度の近接目視点検を実施した。平成30年度末で659橋の点検が完了し、令和5年度の2巡目点検終了後、全施設を対象に既存の長寿命化修繕計画を見直し、予防保全型の計画である「橋梁個別施設計画」を作成する。この計画では、「橋梁ごとの健全性」と「路線の重要性」のそれぞれの評価点を算出し、その合計点を以て優先順位を設定する。「橋梁ごとの健全性」については、Ⅰ（健全）、Ⅱ（予防保全段階）、Ⅲ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の4段階に区分される。

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
	八幡橋については、令和 5 年度の近接目視点検の結果、判定区分はⅠ～Ⅳの 4 段階中「Ⅱ（予防保全段階）」であったため、緊急に修繕を要する状況にはない。一方、市には、Ⅱよりも修繕の緊急度が高い、Ⅲ（早期措置段階）やⅣ（緊急措置段階）に該当する橋が、平成 26～30 年度の第 1 巡目点検では合計 47 橋あった。令和 3 年度末時点では、修繕補修等で 17 橋が完了したが、残り 30 橋が未完了であり、八幡橋よりも優先し修繕を要する橋は複数存在する。 平成 17 年度の奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併時に、旧月ヶ瀬村時代の基金を引き継いだ当基金の設置状況を鑑みると、八幡橋の修繕に充当してほしいという寄附者の意思を大切にする必要はあるが、当基金は直近の 5 年間を見ても収支ともに動きがない状況である。このため、一般会計からの積立ても計画的に行い、八幡橋に限定せずに維持管理が必要な橋を対象にして、基金の見直しを検討されたい。
奈良市児童相談所基金	現状、ふるさと納税による寄附金を原資として基金を積み立てているが、将来の支出に備えるため、積立額が取崩額よりも多くなるように、検査用具などの備品購入や里親等への独自補助など児童相談所に直接的に関連する用途に絞って充当していることから、残高が増えている傾向にある。一方で、支出内容である「児童相談所に直接的に関連する用途」について将来の支出内容が具体的に示されたものはない。 このため、当基金を充当することとなる、将来に必要な支出の内容を想定し、それに備える金額を設定することなどが必要である。そしてまた、積立目標金額を超える金額については積極的に活用すべきである。
奈良市地域振興基金	基金設立時に 4,000,000 千円が積み立てられ、以降、一定期間にわたって基金は一切使われていなかった。その理由としては、一般会計への繰替運用中は基金の取崩しができないが、平成 18 年度から令和 4 年度まで財源不足に対応するため一般会計への繰替運用が行われていたことが大きな要因の一つである。また、当基金は市町村の合併に伴う合併特例債 3,800,000 千円と一般会計 200,000 千円を財源として積み立てられたものであるが、取崩しについては合併特

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
	例債の償還額が上限額となるといった制限がある。令和5年度の合併特例債の残高は1,900,000千円であるため、2,100,000千円利用可能であるが、令和5年度決算残高（出納整理期間後残高）においても3,677,801千円と多くの残高が残っている。 当基金は新市建設計画に関する事業及び月ヶ瀬地域や都祁地域の活性化に関する事業に充当するとされている。新市建設計画とは、「奈良市の総合計画を基本に、月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため（新市建設計画より）」に計画されたものである。 よって、新市建設計画等をベースにし、「月ヶ瀬村、都祁村との合併後の新たな奈良市における市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てるため（市への質問書回答より）」という目的に沿った形で、今後どのように当基金を活かすことができるか、より具体的な活用方針・計画を検討・立案することが必要であると考えられる。

基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標額があり、それに向けた積立計画が必要であり、かつ、目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。また、基金の性格にもよるが、安定的な積み立ての見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合などは、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要性があるかどうかを検討するべきと考える。

基金を運営するにあたって必要と考えるものは、次のとおりである。

区分	考え方・内容
目的	最終的に到達すべき状態、成し遂げたい事柄
方針	計画を定める上での拠り所になるもの（原則、ルール） ●どのようなやり方、姿勢で取り組むのかという方向性を明確にする
目標	目的を達成するための手段
中長期計画	中長期的に目指すあり方と現在置かれている状況とのギャップ

区分	考え方・内容
	を埋めるための計画であり、目標を実現するために中期（3～5年）の間にやっておくべきことを示したもの ● 突発的な事象が発生して、単年では計画を達成できなくても、中長期では目標達成することを可能とする

なお、基金の設置の根幹である「目的」は条例において定められており、年度計画も予算策定段階で基金の財源として事業計画の立案という形で策定されているが、方針、目標、中長期計画については、いずれの基金においても策定されていない。

「方針」や「中長期計画」において定める内容としては、以下の5項目が考えられる。

【方針】

- ・基金事業への取組方針（使途、取崩し方針等）

【目標】

- ・積立目標（設定時点で満額積み立てられている基金もある）

【中長期計画】

- ・計画期間の積立見込
- ・積立目標に向けた取組内容
- ・計画期間の活動見込（基金から投入する資金を含む）

積立てが見込める基金については、積立てを踏まえた活用計画（行動計画）を策定することになるため、積立見込額を中長期計画に反映させる必要がある。積立見込額は、過去の積立実績の平均値（過去3～5年の平均値）や、積立額が減少傾向にある場合は前年度実績又は減少傾向を織り込んだ数値にすることが考えられる。これは、短期的には、積立て、取崩しともに予定どおりにならずとも、中長期計画の範囲内で計画を進めていけばよいとの考えに立ったものである。ただし、中長期計画期間で、事業に充当する金額の大きな増減が見込まれる場合は、当初作成した中長期計画を見直すことになるため、留意が必要である。

また、活用されない基金が長期間にわたり残存することを防ぎ、一定の成果を得るために計画立てて事業に取り組むには、どのような状況に至った場合に廃止するのも基金設置にあたって明確化しておくことが必要と考える。

つまり、目的や、使途・取崩し等の考え方（いわゆる「方針」）をより明確にして、使い切った場合は速やかに廃止することは当然であるが、目的が果たされ、又

は社会情勢の変化で方針に従った活動ができない場合も基金を廃止する、といった運用にすべきと考える。

なお、ふるさと納税は主に市民以外が行うものであり、その寄附目的が市民の要望に合わない場合又は市民の要望はあるものの過剰に寄附申込がある場合など、寄附目的と市のニーズが合わない可能性もある。

市民の要望との不整合を避けるためにも、各基金が定めた積立目標に対する進捗状況を市のホームページに定期的に公表することで、今、寄附が足りていない分野をアピールすることや、寄附でこれまで実施してきた事業の内容を具体的に公表して寄附希望者の共感を得ること、今後取り組んでいきたい事業内容を具体的に明示することなどが考えられる。

(4) ふるさと納税を活用した基金の運用について（意見）

第3に記載のとおり、市では、ふるさと納税について、受け取った寄附金を使い道に合った基金へ振り替えるといった運用をしていない（ただし、奈良市児童相談所基金を除く）。現在は、集めた寄附金を、クラウドファンディングといった受入年度の事業に充当するものを除いて、「奈良市心のふるさと応援基金」に積み立て、その使い道については寄附者の意向に沿って関係課が充当事業を選定し、寄附金を受け取った年の翌事業年度から充当している。

以下の各基金においては、記載のとおり、「寄附金の集めやすさ」・「残高の少ない基金の有効活用」・「所管部署による充当事業の決定」に資するため、心のふるさと応援基金に集められた寄附金をそれぞれの使い道にあった基金へ振り替えることが望ましい。

<ふるさと納税を活用した基金の運用に対する結果・意見の内容>

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
奈良市福祉基金	当基金においては、一定の頻度にて個人からの寄附金を受け入れている実績（記録）が認められたが、福祉全般に関する寄附金は福祉政策課が受付窓口となっている。また、近年、市でも増えつつあるふるさと納税における使い道の指定は、福祉に関しては児童相談所応援などに用途が絞られている。このため、福祉の他の用途にも利用し持続可能な基金の運用を行うため、より寄附金を集めやすくする観点から、ふるさと納税での使い道の指定を福祉全般に広げるべきである。
奈良市町並み保存整備事業基金	当基金が設置された際には、約10億円の残高があったものの、必要な事業に充当されてきた結果、令和元年度末に残高が

基金名	結果、意見及び参考意見の内容
	0 円となって以降、令和 5 年度までその状況が続いている。 現状、町並みの保存整備に係る必要な支出額は、一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 一方で、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「文化財の保存及び活用事業」・「観光振興事業」が設けられている。 当該事業で想定されるものが「奈良にふさわしい伝統的景観を造り出すため」という当基金の設置目的に適うのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。
奈良市民文化振興基金	基金設立時には 200,000 千円の残高があり、必要な事業に充当された結果、平成 29 年度に残高が 0 円となった。令和 5 年度では残高が 4,100 千円となっている。 現状、文化振興に係る必要な支出額は一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。 所管課としても、文化振興に関する寄附（個人のふるさと納税を除く）が積立対象であり、今後の見通しが立てづらく、継続性、安定性に課題感を持っている。この点、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「なら国際映画祭への支援」・「Japan National Orchestra への支援」・「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と、文化振興事業に関連するものがある。文化振興事業に関連する資金を確保する必要性からふるさと納税（寄附）で資金を集めているのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。

(5) 基金の財源となるふるさと納税における使い道の設定について（参考意見）

市のふるさと納税では、翌年度に予定する事業に充てられているが、どの事業に役立てて欲しいかを選択する使い道が細分化されている。これは、寄附者が寄附の使い道を広く選ぶことができる反面、複数を選択できないことから人気のある使い道に寄附が集中するといった状況を生じさせており、市が特に資金を必要とする事業があったとしても、その期待どおりに寄附が集まり難い状況が見られる。たとえば、吹奏楽部の活動応援に係る寄附金が令和5年度末で798,000円繰越されていた。そして、令和5年度に受領した吹奏楽部の活動応援に係る寄附金が3,540,000円である一方で、令和6年度に取り崩す予算は2,028,000円であり、令和6年度においても繰越金が発生することが見込まれている。

そのため、ふるさと納税により、予定する事業が十分な内容をもって実施できるだけの財源を確保するには、寄附の集め方について工夫が必要となる。

一つの考えとして、ふるさと納税の使い道を集約して、基金の目的に親和性のある基金を複数カバーできるように設定することが挙げられる。そうすることで、積立てが必要とされている基金にも寄附者の意思を反映した形で配分することができ、使い道を細分化しているために寄附が集まり難い、毎年安定した寄附額を得難いといった状況を改善する一助になることが期待される。たとえば、使い道を6つ程度（①子育て支援・教育推進、②地域福祉又は社会貢献、③安全なまちづくりと都市基盤の充実、④地域経済の振興、⑤観光・文化振興、⑥市長におまかせ）にまとめることが考えられる。

なお、監査日現在、大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市について、ふるさと納税ポータルサイトから申し込む際に寄附者が選択できる使い道を確認したところ、以下のとおりであった。市は21の使い道を寄附者に提示しているが、その他の自治体において使い道の設定数を見ると27（生駒市）が最も多く、5（大和郡山市）が最も少なかった。また、寄附メニューがどの基金に積み立てられるかを明示している市は、2市（豊中市と寝屋川市）であった。

<ふるさと納税の使い道一覧>

大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市	使い道
八尾市	① まちのコイン” やおやお” 地域活性化プロジェクト 2024～歩くことがエンタメになるまち ” 八尾” を一緒に創りませんか～【八尾市産業政策課】 ② これからも本との出会いを届けたい！ 移動図書館車応援プロジェクト ③ 魅力をつくるまちづくり ④ 安心して暮らせるまちづくり ⑤ 未来を育むまちづくり ⑥ 市長におまかせ
東大阪市	① ラグビーのまち魅力増進施策 ② 子どもをすこやかに育む施策 ③ 地域の特色を生かすまちづくり施策 ④ 高齢者・障害者の福祉に資する施策 ⑤ 豊かな環境の創造を推進する施策 ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策 ⑦ 指定なし
豊中市	① 公共施設、公共的施設の整備【公共施設等整備基金】 ② 奨学金の貸付け【奨学基金】 ③ 社会福祉施設の整備、その他社会福祉(高齢福祉、障害福祉、児童福祉、社会福祉全般)【社会福祉事業基金】 ④ 都市緑化の推進、緑の保全【緑化事業基金】 ⑤ 市民公益活動の推進【市民公益活動基金(とよなか夢基金)】 ⑥ 教育環境の整備など教育の振興【教育振興基金】 ⑦ 地球温暖化防止事業の推進【地球温暖化防止基金(チャレンジマイナス 70 基金)】 ⑧ スポーツ環境の整備その他スポーツ振興【スポーツ振興基金】 ⑨ 消防・救急救命体制の充実強化【消防・救急救命基金(“守る力” 救命力世界一基金)】 ⑩ 文化・芸術の振興を推進【文化芸術振興基金】 ⑪ まちづくりに資する事業全般(①～⑩を除く)【豊中市まちづくり応援基金】

大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市	使い道
枚方市	① 市の施策全般 ② N P O活動の活性化と健全発展の支援 ③ 東部地域の里山保全 ④ 緑化の推進による良好なまちづくり ⑤ 安全・安心施策の推進 ⑥ 環境保全並びにごみ減量・リサイクルの推進 ⑦ 福祉施策の充実 ⑧ 子どもの夢を育む取り組みの推進 ⑨ 子どもの読書活動の推進 ⑩ 動物愛護事業の拡充 ⑪ 文化財の保存及び活用 ⑫ 市内事業者の経営基盤の強化・安定 ⑬ 枚方市の未来のために、ひらかた万博の推進 ⑭ 枚方宿地区の賑わいの創出を推進
吹田市	① 人権・市民自治 ② 防災・防犯 ③ 福祉・健康 ④ 子育て・学び ⑤ 環境 ⑥ 都市形成 ⑦ 都市魅力 ⑧ 行政経営 ⑨ 指定しない
高槻市	① 都市機能・市民活動の充実に関する事業 ② 安全・安心のまちづくりに関する事業 ③ 健康づくりと医療の充実に関する事業 ④ 子育て・教育の充実に関する事業 ⑤ 歴史・文化・スポーツの振興に関する事業 ⑥ 福祉の充実に関する事業 ⑦ 環境の保全及び創造に関する事業 ⑧ 市長におまかせ

大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市	使い道
寝屋川市	① 福祉：福祉基金 ② 教育：教育振興基金 ③ 国際交流：国際交流基金 ④ 緑化・環境：緑化基金 ⑤ 文化：文化振興基金 ⑥ 安全・安心：安全・安心なまちづくり対策基金 ⑦ まちの魅力：くらし・笑顔創生基金 ⑧ いじめゼロ：くらし・笑顔創生基金 ⑨ その他（公共公益施設）：公共公益施設整備基金 ⑩ その他（交通遺児）：交通遺児激励基金 ⑪ その他（将来のまちづくり）：くらし・笑顔創生基金 ⑫ 市にお任せ
生駒市	① 【子育て・教育】未来を担う子どもたちを育む ② 【健康・福祉】健やかに自分らしく暮らす ③ 【動物愛護・環境づくり】猫の殺処分ゼロと、人と動物に優しい環境づくり ④ 【安心・安全】いこまのまちと暮らしを守る ⑤ 【音楽・文化】音楽があふれ、歴史と文化に親しむ ⑥ 【地域活性・コミュニティ】「市民によるまちづくり」を支え、活力あるまちをつくる ⑦ 【公共交通】移動しやすいまちづくり ⑧ 生駒小学校を応援 ⑨ 生駒南小学校を応援 ⑩ 生駒台小学校を応援 ⑪ 生駒東小学校を応援 ⑫ 真弓小学校を応援 ⑬ 俵口小学校を応援 ⑭ 鹿ノ台小学校を応援 ⑮ 桜ヶ丘小学校を応援 ⑯ あすか野小学校を応援 ⑰ 壺分小学校を応援 ⑱ 生駒南第二小学校を応援 ⑲ 生駒中学校を応援

大阪府内の中核市及び奈良県の主要都市	使い道
	⑳ 生駒南中学校を応援 ㉑ 緑ヶ丘中学校を応援 ㉒ 鹿ノ台中学校を応援 ㉓ 上中学校を応援 ㉔ 光明中学校を応援 ㉕ 大瀬中学校を応援 ㉖ 生駒北小中学校を応援 ㉗ 市長におまかせ
橿原市	① 【子育て・教育】未来を担う子どもたちを育む事業 ② 【地域活性化】まちの賑わいを創出し、交流人口増加に向けた事業 ③ 【文化財・世界遺産推進】文化財の保存・活用や世界遺産登録への取組に係る事業 ④ 【安心安全・まちづくり】安心安全で快適なまちづくりに係る事業 ⑤ 【景観・環境】豊かな自然や環境を残していくための保全事業 ⑥ 【スポーツ・文化振興】スポーツ推進や文化・芸術活動の支援に係る事業 ⑦ 【健康・福祉】みんなが健やかに支え合って暮らすための事業 ⑧ 【市長におまかせ】その他市長が必要と認める事業
大和郡山市	① 自治体にお任せ ② 歴史文化に関する事業 ③ 教育環境の充実や子育て支援等に関する事業 ④ 環境保全に関する事業 ⑤ まちづくりやコミュニティ活動等に関する事業

【3】 監査の結果及び意見

1. 奈良市財政調整基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における財政の健全な運営に資することを目的としている（奈良市財政調整基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和 57 年 12 月 17 日

③ 基金の状況

近年では、平成 18 年度以降続いていた地域振興基金の繰替運用を解消するため、財政調整基金繰入金を財源として、令和 4 年度に地域振興基金への一括返済を行った。また、令和 5 年度決算歳計剰余積立として、20 億円を積み立てたことで、残高は約 70 億円となった。

今後も、事業の精査、効率的な執行に努めるとともに、財政健全化に向けた取り組みをさらに進め、災害の対応や備え等のために基金残高の確保に努めるとされている。

(2) 担当課

財政課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第 2 条より、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとされており、主に歳計剰余金の積立を行う。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

特に積立目標額は定めていないが、一般的に標準財政規模の 10%（令和 5 年度試算では約 82 億円）程度を目安としている。

② 取崩し

当基金の条例第 7 条に基づき、経済事情の変動その他の事由により財源が不足するときは、基金の全部又は一部を取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	1,433,080	1,833,230	3,640,495	6,840,562	5,040,655
増加					
積立	-	-	-	-	
運用利息	150	54	67	93	94
増加計	150	54	67	93	94
減少					
事業費充当	-	-	-	4,000,000	-
減少計	-	-	-	4,000,000	-
3月末残高	1,433,230	1,833,284	3,640,562	2,840,655	5,040,749
出納整理期間中					
増加	400,000	1,807,211	3,200,000	2,200,000	2,000,000
減少	-		-	-	-
出納整理期間後 残高	1,833,230	3,640,495	6,840,562	5,040,655	7,040,749

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討

(7) 監査の結果及び意見

- ① 繰替運用に関する規程制定の必要性について（意見）

繰替運用とは、資金不足に対応するために、基金に属する現金を歳計現金へ一時的に繰り替えて使用することである。歳計現金とは、歳入及び歳出に係る現金

であり、日々の支払に充てる資金のことである。歳計現金は季節的な変動が大きく、一時的な資金不足が発生する場合がある。そのような場合に、繰替運用によって、一時的に基金に属する現金をもって資金不足が補填される。

当基金を繰替運用することができる旨は奈良市財政調整基金条例第6条に規定されているが、繰替運用の判断及び手続について規定やマニュアルなどで明文化したものがない。

過去に、地域振興基金から一般会計への4,000,000千円の繰替運用が行われた実績があり、現在は繰替運用が必要な都度、過去の事例を参考に慣習的に事務処理が行われている。繰替運用は条例を根拠として運用しているそれぞれの基金を、その基金以外の事業等のために活用するものの、内部での一時的な資金融通であるため、期間や利率を決めて運用する必要がある、年度を跨ぐ運用は認められていない。

基金の運用に関しては、地方自治法第241条第2項及び地方財政法第8条により、「目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない。」と定められていることを踏まえ、繰替運用によって基金が棄損することがないように、繰替運用の判断及び手続について繰替運用方針として明文化し、全庁的に統一的な運用を図るべきである。

2. 奈良市地元公共事業積立基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における財産区財産であった財産を処分することに伴い発生する金銭を当該財産区住民の福祉を増進する目的をもって行う公共事業の資金として積み立てることを目的としている（財産区財産であった財産の処分に伴う地元公共事業積立基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和55年3月31日

③ 基金の状況

市には財産区財産がなく、公簿面に旧町村字名及び所有者名のない共有地として登録されている物件（共有地）は、財産区財産に準じて取り扱うとする要綱を昭和43年度に制定し、当該財産（共有地）を処分することに伴い発生する金銭を当該財産区住民の福祉を増進する目的をもって行う公共事業の資金として積み立てるため、昭和54年度に条例が制定された。

売却した共有地ごとに基金を設け、各共有地を管理していた地元団体（水利組合など）から地元公共費用の充当のための申請がある。近年では、集会所の維持補修や、里道や水路の維持補修に充てられている。

当基金の設置目的より、共有地売却による売却額の積立がなければ、基本的には各基金残高は減少する。

(2) 担当課

資産管理課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。積立金は、財産区財産であった財産を処分することに伴い発生する金銭の100分の60を地元公共投資に充当する額として積み立てる。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、当該財産区住民の福祉を増進する目的をもって行う公共事業の資金としての事業に充てる場合に取崩す。

前年度に、基金の取崩し権利のある地元団体に事業実施の予定があるか調査を

行った上で、予算要求を行っている。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	1,841,439	1,815,345	1,826,843	1,814,777	1,873,131
増加					
積立	-	27,847	6,236	90,000	641
運用利息	1,587	1,567	727	720	739
増加計	1,587	29,414	6,963	90,721	1,380
減少					
事業費充当	27,682	17,916	19,029	32,367	47,259
減少計	27,682	17,916	19,029	32,367	47,259
3月末残高	1,815,345	1,826,843	1,814,777	1,873,131	1,827,252
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	1,815,345	1,826,843	1,814,777	1,873,131	1,827,252

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧

(7) 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

3. 奈良市観光振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における観光施設の整備、誘客促進事業の推進等観光振興に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市観光振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和60年6月25日

③ 基金の状況

当初は、施設整備事業を目的とし、「奈良市観光施設整備基金」として設定されたが、その後、施設整備に限定せず、市の観光振興に役立てたいという趣旨から、「奈良市観光振興基金」へと目的・名称を変更した。

近年は、なら燈花会（とうかえ）開催補助金の財源として充当している。入湯税増加により、基金積立額が増加しているが、積立額が取崩額を上回っており、新たな事業に活用することを検討している。

(2) 担当課

観光戦略課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。積立ては、預金利息収入、寄附金及び入湯税により行っているが、ほとんどが入湯税によるもので、徴収額を上限に予算の範囲内で積み立てている。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、市の観光振興に必要な財源に充てる場合のみ取り崩す。近年は、なら燈花会開催補助金の財源に充当するため、取崩しを行っている。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	4,113	7,317	10,323	14,324	20,333
増加					
積立	7,200	7,000	8,000	10,000	11,000
運用利息	4	5	1	9	10
増加計	7,204	7,005	8,001	10,009	11,010
減少					
事業費充当	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
減少計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3月末残高	7,317	10,323	14,324	20,333	27,343
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	7,317	10,323	14,324	20,333	27,343

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧
- ⑤ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

① 新たな財源確保の必要性について（参考意見）

当基金からの支出は観光振興に寄与する事業に充てられており、近年では特定非営利活動法人なら燈花会の会が開催する「なら燈花会」の事業経費に充てられている。この「なら燈花会」は平成 11 年から毎年夏季に開催されているイベントであり、来場者は毎年 60 万人～90 万人台で推移している。

市は観光都市であり、国内外から多くの観光客を受け入れているが、観光客の受入環境の維持・整備には少なからず財源が投入されている。観光客を受け入れつつも市民の生活を守っていく必要があり、国際文化観光都市・奈良の魅力アップ、観光サービス・インフラの充実・強化、危機対応力の強化などといった観光振興を図る施策のための財源を安定的に確保することが望まれるところである。

近年では、「紫翠ラグジュアリーコレクションホテル奈良」、「ふふ奈良」及び「JW マリオット・ホテル奈良」など新規のホテルが市内で営業を行っている。こうした状況を踏まえると、観光事業に注力している他の自治体（東京都、大阪府、京都市等）が宿泊税を導入している事例に倣い、市に宿泊する観光客に宿泊税を負担してもらい、これを当基金として積み立て、然るべき事業の財源に充てることは一考の価値があると考えられることから検討されたい。

4. 奈良市減債基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる本市財政の健全な運営に資することを目的としている（奈良市減債基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成2年3月14日

③ 基金の状況

令和3年度の決算出納整理期において、国の補正予算に伴い、将来の臨時財政対策債償還に備えて2,110,015千円を積み立てたことにより増加している。令和5年度決算出納整理期においては、令和5年度普通交付税再算定に係る臨時財政対策債償還基金費分423,334千円を積み立て、残高が1,723,519千円となった。今後も元金償還に大きな負担が見込まれるため、基金残高の確保に努める予定である。

(2) 担当課

財政課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。利息収入のほか、交付税の再算定に係る臨時財政対策債償還基金費分や県の償還金補助金等を積み立てている。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、次のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- i 経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。
- ii 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において市債の償還の財源に充てるとき。
- iii 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- iv 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	9,112	14,586	125,490	2,233,918	1,702,883
増加					
積立	5,471	110,904	8,119	9,966	2,670
運用利息	3	0	53	149	240
増加計	5,474	110,904	8,172	10,115	2,910
減少					
事業費充当	-	-	9,759	541,150	405,608
減少計	-	-	9,759	541,150	405,608
3月末残高	14,586	125,490	123,903	1,702,883	1,300,185
出納整理期間中					
増加	-	-	2,110,015	-	423,334
減少	-	-		-	-
出納整理期間後 残高	14,586	125,490	2,233,918	1,702,883	1,723,519

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧

(7) 監査の結果及び意見

① 基金残高について（意見）

当基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資することを目的に設置されているが、令和5年度末時点における市債残高

に占める当基金残高の割合は約 0.94%と 1%にも満たない水準であり、将来の市債償還に充てるだけの十分な残高規模であるとは言い難い。また、過去 10 年間の市債残高に対する当基金残高の割合を見ると、当基金残高が大幅に増加した令和 3 年度を境に 1%未満から 1%前後となっているが、当基金の確保に関する具体的な方針・計画が明確でないため、「市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資すること」としている当基金の目的に適った基金の運用状況であるかどうかの評価できない。

「市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる本市財政の健全な運営に資する」という目的の実現に向けては、中長期的な視点に立った一定の計画に基づいて基金を積み立て、適正な基金残高を堅持することが必要であると考えられる。

<市債残高、償還額及び減債基金の増減状況>

過去 10 年間の市債残高等の増減状況は、下表のとおりである。

過去 10 年間の市債残高等の推移(単位：千円)					
	市債残高	市債償還額	減債基金 残高	減債基金 残高/ 市債残高 (%)	減債基金 残高/ 市債償還 額 (%)
平成 26 年度	215,458,021	18,954,706	211,613	0.10%	1.12%
平成 27 年度	212,816,631	18,721,485	448,894	0.21%	2.40%
平成 28 年度	209,189,282	18,921,122	449,030	0.21%	2.37%
平成 29 年度	205,174,778	18,570,996	109,095	0.05%	0.59%
平成 30 年度	201,773,602	18,565,578	9,112	0.00%	0.05%
令和元年度	198,058,445	18,105,037	14,586	0.01%	0.08%
令和 2 年度	200,604,336	17,972,284	125,490	0.06%	0.70%
令和 3 年度	199,817,164	18,419,038	2,233,918	1.12%	12.13%
令和 4 年度	189,229,838	17,926,654	1,702,884	0.90%	9.50%
令和 5 年度	183,434,260	18,471,178	1,723,519	0.94%	9.33%

(出所：奈良市財政状況資料)

5. 奈良市民文化振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市民文化の向上を目的とする事業の推進に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市民文化振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成2年4月1日

③ 基金の状況

令和4年度に企業版ふるさと納税の一部を積み立て、令和5年度は動きがなかったが、令和6年度は市民文化の向上のための事業に充当される予定である。

(2) 担当課

文化振興課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、(1) 市民文化の向上の目的のための寄附金、
(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てている。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、当基金は、市民文化の向上を目的とする事業の推進に必要な財源に充当する場合にのみ取り崩すことができる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	-	-	4,100
増加					
積立	-	-	-	4,100	-
運用利息	-	-	-	-	-
増加計	-	-	-	4,100	-
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-		-
3月末残高	-	-	-	4,100	4,100
出納整理期間中	-	-	-		
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	-	-	-	4,100	4,100

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

- ① 基金の今後の運用について（意見）

基金設立時には 200,000 千円の残高があり、必要な事業に充当された結果、平成29年度に残高が0円となった。令和5年度では残高が4,100千円となって

いる。

現状、文化振興に係る必要な支出額は一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。

所管課としても、文化振興に関する寄附（個人のふるさと納税を除く）が積立対象であり、今後の見通しが立てづらく、継続性、安定性に課題感を持っている。この点、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「なら国際映画祭への支援」・「Japan National Orchestra への支援」・「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と、文化振興事業に関連するものがある。文化振興事業に関連する資金を確保する必要性からふるさと納税（寄附）で資金を集めているのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。

6. 奈良市町並み保存整備事業基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における町並み保存整備事業を推進し、奈良にふさわしい伝統的景観を造り出すために必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市町並み保存整備事業基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成2年3月27日

③ 基金の状況

当基金が設置された際には、約10億円の残高があったが、令和元年度末に基金残高が0円となり、近年は同基金を活用していない。

基金の積立てや取崩しはないが、寄附をいただいたときの受入先等、様々な可能性を考慮し、同基金の枠を残している。

(2) 担当課

奈良町にぎわい課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、町並み保全を目的とする寄附金の受領があった場合、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額がある場合に積み立てるとされているが、近年積立てはない。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、町並み保全事業推進に必要な経費に充てる場合に取り崩すとされているが、近年取崩しはない。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	8,795	-	-	-	-
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	1	-	-	-	-
増加計	1	-	-	-	-
減少					
事業費充当	8,796	-	-	-	-
減少計	8,796	-	-	-	-
3月末残高	-	-	-	-	-
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	-	-	-	-	-

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

- ① 基金の今後の運用について（意見）

当基金が設置された際には、約10億円の残高があったものの、必要な事業に

充当されてきた結果、令和元年度末に残高が 0 円となって以降、令和 5 年度までその状況が続いている。

現状、町並みの保存整備に係る必要な支出額は、一般会計予算の事業費として執行されていることから、当基金を設置した当時に期待された役割は果たされたものと考えることができる。この考え方に立てば、役割を終えた基金は廃止することが適当である。

一方で、ふるさと納税による資金獲得額が増加傾向にあり、ふるさと納税の寄附目的の中に、「文化財の保存及び活用事業」・「観光振興事業」が設けられている。

当該事業で想定されるものが「奈良にふさわしい伝統的景観を造り出すため」という当基金の設置目的に適うのであれば、これらの目的に沿ったふるさと納税額を当基金に充てて運用を行うことが適当である。

7. 奈良市福祉基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における社会福祉の増進に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市福祉基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成5年3月16日

③ 基金の状況

主に福祉センターなどの福祉施設整備等に充てられており、近年では、地区社会福祉協議会活動支援業務委託、更生支援相談窓口ハンドブック作成等に充てられている。今後も引き続き社会福祉の増進に必要な資金を積み立て、新たな事業に活用する。

(2) 担当課

福祉政策課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとされており、主に個人から社会福祉増進に役立ててほしいとの意向による寄附金を積み立てている。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、社会福祉の増進に必要な財源に充てる場合に基金の全部又は一部を取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	29,513	65,270	96,776	46,539	52,868
増加					
積立	56,630	61,261	6,300	20,398	103
運用利息	27	58	41	28	3
増加計	56,657	61,319	6,341	20,426	106
減少					
事業費充当	20,900	29,813	56,578	－	13,200
減少計	20,900	29,813	56,578	－	13,200
3月末残高	65,270	96,776	46,539	66,965	39,774
出納整理期間中					
増加	－	－	－	－	－
減少	－	－	－	14,097	－
出納整理期間後 残高	65,270	96,776	46,539	52,868	39,774

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧

(7) 監査の結果及び意見

① 条例の見直しについて（参考意見）

当基金の台帳を閲覧した結果、一定の頻度にて個人からの寄附金を受け入れている実績（記録）が認められた。しかしながら、当基金の条例第2条には「基金として積み立てる額」に寄附金の記載はない。

当基金にとって寄附金は重要な財源であることから、他の基金の条例と平仄を合わせる観点からも、当基金の条例第2条において「基金として積み立てる額」として寄附金も対象であることを追加することが望ましい。

② 福祉に関する寄附金事務について（意見）

当基金においては、一定の頻度にて個人からの寄附金を受け入れている実績（記録）が認められたが、福祉全般に関する寄附金は福祉政策課が受付窓口となっている。また、近年、市でも増えつつあるふるさと納税における使い道の指定は、福祉に関しては児童相談所応援などに用途が絞られている。このため、福祉の他の用途にも利用し持続可能な基金の運用を行うため、より寄附金を集めやすくする観点から、ふるさと納税での使い道の指定を福祉全般に広げるべきである。

8. 奈良市国民健康保険財政調整基金

(1) 基金の概要

① 目的

市の国民健康保険財政の健全な運営に資することを目的としている（奈良市国民健康保険財政調整基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成8年3月25日

③ 基金の状況

収入減による決算補填や保健事業等に充当され、令和5年度末の出納整理期間後の基金保有額は160,454,606円となっている。

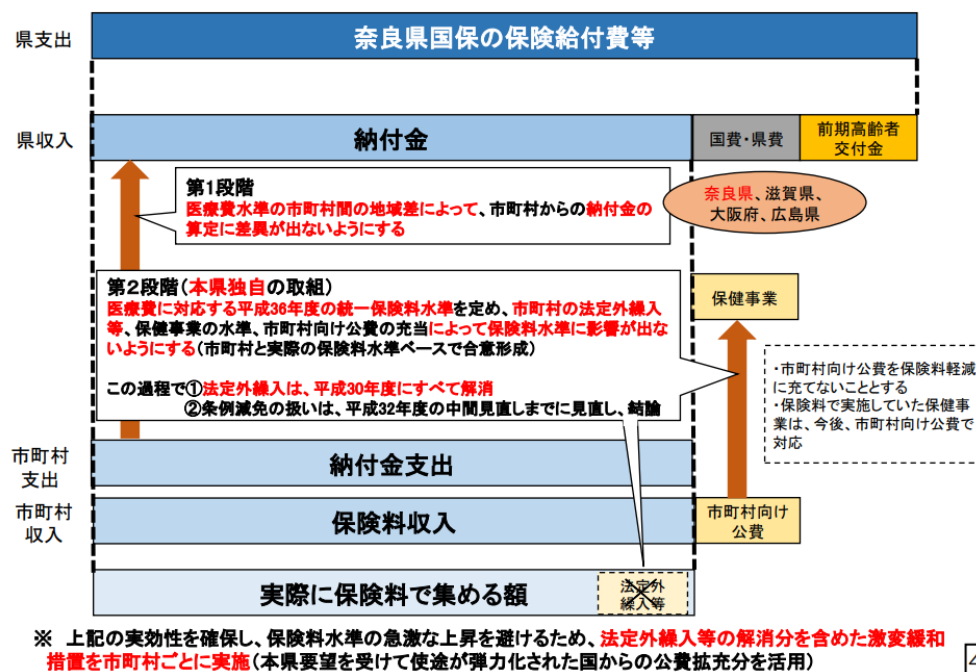
国民健康保険制度は平成30年4月から都道府県単位化され、都道府県も国民健康保険の保険者となり、都道府県単位化後、都道府県は財政主体として、事業費納付金を算定し、各市町村は徴収した保険料を財源に、事業費納付金を都道府県に納める仕組みとなった。

令和6年度より、奈良県においては同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じとなるよう、県内市町村の保険料水準（率）が統一化された。

また、県が算定する事業費納付金の算定要素のひとつである、標準的な収納率が、令和8年度より98%と高い数値で設定される見込みである。市は奈良県内39市町村のうち、唯一の中核市で、県全体の被保険者数の4分の1を占めている。市は、現年と滞納繰越分合わせての収納率が中核市62市中14位であるが非常に厳しい設定である。そのため、国民健康保険特別会計において基金へ積み立てを行うだけの黒字化が見込まれていない。

＜奈良県の保険料水準統一の取組の特徴＞

奈良県の保険料水準統一の取組の特徴(他の都道府県との違い)



(出所：奈良県における国保県単位化（保険料水準統一）の取組について
(平成30年3月28日定例記者会見資料))

(2) 担当課

国保年金課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。翌年に繰り越すべき金額を除いて、決算が大きく黒字となった場合（億単位での黒字など）、積立てを行っている。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

国民健康保険特別会計の単年度収支に赤字が生じる見込の場合、その解消のために必要額を取り崩している。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	260,347	110,380	360,386	360,393	360,419
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	33	6	6	26	36
増加計	33	6	6	26	36
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	260,380	110,386	360,393	360,419	360,455
出納整理期間中					
増加	-	250,000	-	-	-
減少	150,000	-	-	-	200,000
出納整理期間後 残高	110,380	360,386	360,393	360,419	160,455

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討

(7) 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

9. 奈良市介護給付費準備基金

(1) 基金の概要

① 目的

市が行う介護保険の保険給付に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市介護給付費準備基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成12年4月1日

③ 基金の状況

市においては、「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」があり、計画期間は3年間で、計画期間は令和3年度～令和5年度が第8期、令和6年度～令和8年度が第9期である。介護保険制度において、この計画期間内に必要となる保険料は各計画期間における保険料で賄うことを原則としているが、不足がないように必要な資金を備えておく必要がある。

介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬改定などの影響による保険料の上昇を抑制する目的で、平成12年度に当基金が設置された。

当基金の剰余額から第9期の計画期間に約10億円を保険料に充当し、保険料の上昇を抑制する予定である。

第8期の最終年度である令和5年度において基金の増加額が少額となっているが、これは計画期間内の介護給付費の実績が市の予測値に近かったため、介護給付特別会計において基金を積み立てるだけの剰余金が出なかったためである。反対に令和元年度から令和4年度までは、コロナ禍により介護給付費の実績が市の予測値を下回っていたため、介護給付特別会計において、基金を積み立てることができるだけの剰余金が発生していた。

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続く。そして、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれる。

(2) 担当課

介護福祉課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の介護保険特別会計歳入歳出予算で定める額とするとされており、介護保険特別会計の決算剰余金を積み立てている。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第7条に基づき、基金の設置目的を達成するために必要な財源に充当する際に取り崩す。

各計画期間で、人口推移等のデータに基づき、将来の介護給付費を予測し、取崩額を設定している。

介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余金を、次期計画期間の保険料の上昇の抑制に充てる。

厚生労働省の指針を基に、介護保険料がなだらかになるように設定するが、急激に変動する場合には基金を充てる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	1,739,960	2,340,125	2,640,192	3,040,245	3,390,304
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	165	67	52	59	476
増加計	165	67	52	59	476
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	1,740,125	2,340,192	2,640,244	3,040,304	3,390,780
出納整理期間中					
増加	600,000	300,000	400,000	350,000	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	2,340,125	2,640,192	3,040,245	3,390,304	3,390,780

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討

(7) 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

10. 奈良市地域づくり推進基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における地域づくりの推進に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市地域づくり推進基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成17年4月1日

③ 基金の状況

令和元年度に、地域自治協議会の拠点整備費として充当されて以降、一般会計からの繰り入れや寄附はなく、運用利息のみを積立てている。

大規模な住宅開発等で民間業者等と協働してまちづくりを進めていく際に、市の財政負担軽減の観点から、市は自主財源だけでなく、寄附を活用する場合の受け皿として必要と考えている。

(2) 担当課

地域づくり推進課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条より、地域づくりの推進を目的とする寄附金の受領があった場合、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額がある場合に積み立てる。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、地域づくりの推進に必要な経費に充てる場合に取崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	8,088	89	89	89	89
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	1	0	0	0	0
増加計	1	0	0	0	0
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	8,089	89	89	89	89
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	8,000	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	89	89	89	89	89

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

- ① 今後の基金の在り方について（参考意見）

当基金残高は、令和元年に地域自治協議会の拠点整備費として充当されて以

降、繰替運用利息の積立ては行われておらず、結果として令和５年度末時点で 89 千円となっている。

現状、「地域づくり」という基金の設置目的を実現するに十分な基金が積み立てられていないことから、基金の存続について検討する必要があると考える。

過去、あやめ池土地地区画整理事業及び学研奈良登美ヶ丘駅周辺土地地区画整理事業の整備費用に充当を行うための寄附金の受け皿として積み立てられていた実績があり、大規模な住宅開発等で民間業者等と協働してまちづくりを進めていく際に、寄附を活用する場合の受け皿として利用することが想定される場合には、当基金を残しておくことも有効であると考えられる。

しかし、現状、基金の利用計画はないことから、当基金の統合又は廃止を行うべきである。

11. 奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八幡橋（昭和 43 年度架設）の維持管理に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金条例第 1 条）。

② 設置年月日

平成 17 年 4 月 1 日

（合併以前の旧月ヶ瀬村においては平成 2 年 3 月 9 日設置）

③ 基金の状況

旧月ヶ瀬村にて、八幡橋の維持管理に必要な資金を積み立てるために設置された基金であり、平成 17 年 4 月 1 日に奈良市・月ヶ瀬村・都祁村が合併したことにより、市に引き継がれた。平成 30 年度までは一定額の寄附金により積み立てられていたが、近年は一般会計からの繰入れや財源となる寄附金もなく、運用利息による積立てとなっている。

当該橋の状態は、令和 5 年度の近接目視点検の結果、「道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から処置を講ずるべきか経過観察すべき橋梁」であるが、基金の残高が約 7,500 千円と塗装塗替工事を実施するためには予算不足の状況である。道路インフラ保全課によれば、当該橋梁の塗装には鉛が含まれており、塗装塗替を実施するには、作業員の健康被害等防止や周辺への環境対策として、大がかりな仮設設備等が必要となるため、工事費は約 1 億円～2 億円程度、期間は 3 年程度かかる見込みである。

(2) 担当課

土木管理課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第 2 条に基づき、八幡橋の維持管理を目的とした寄附金、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、八幡橋の維持管理を実施する場合に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	7,538	7,538	7,539	7,539	7,540
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	-	1	-	1	1
増加計	-	1	-	1	1
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	7,538	7,539	7,539	7,540	7,541
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	7,538	7,539	7,539	7,540	7,541

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

（７） 監査の結果及び意見

① 基金の有効活用について（参考意見）

「奈良市 橋梁個別施設計画」（令和５年５月）によれば、市は、平成２５年に管理する２００橋の橋梁を対象に長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型への移行を目指して事業を進めてきた。橋の現状を把握するため、平成２６年から、法令により義務化された５年に一度の近接目視点検を実施した。平成３０年度末で６５９橋の点検が完了し、令和５年度の２巡目点検終了後、全施設を対象に既存の長寿命化修繕計画を見直し、予防保全型の計画である「橋梁個別施設計画」を作成する。この計画では、「橋梁ごとの健全性」と「路線の重要性」のそれぞれの評価点を算出し、その合計点を以て優先順位を設定する。

「橋梁ごとの健全性」については、Ⅰ（健全）、Ⅱ（予防保全段階）、Ⅲ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の４段階に区分される。

八幡橋については、令和５年度の近接目視点検の結果、判定区分はⅠ～Ⅳの４段階中「Ⅱ（予防保全段階）」であったため、緊急に修繕を要する状況にはない。一方、市には、Ⅱよりも修繕の緊急度が高い、Ⅲ（早期措置段階）やⅣ（緊急措置段階）に該当する橋が、平成２６～３０年度の第１巡目点検では合計４７橋あった。令和３年度末時点では、修繕補修等で１７橋が完了したが、残り３０橋が未完了であり、八幡橋よりも優先し修繕を要する橋は複数存在する。

平成１７年度の奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併時に、旧月ヶ瀬村時代の基金を引き継いだ当基金の設置状況を鑑みると、八幡橋の修繕に充当してほしいという寄附者の意思を大切にする必要はあるが、当基金は直近の５年間を見ても収支ともに動きがない状況である。このため、一般会計からの積立ても計画的に行い、八幡橋に限定せずに維持管理が必要な橋を対象にして、基金の見直しを検討されたい。

12. 奈良市地域振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てることを目的としている（奈良市地域振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成17年9月30日

③ 基金の状況

当基金は、月ヶ瀬村、都祁村との合併後の新たな市における市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てるため設置し、後年度に元利償還金の70%が交付税により措置される合併特例債3,800,000千円を活用し、一般会計200,000千円と合わせて4,000,000千円が当初に積み立てられた。

当基金については、市が財源不足対応のため、平成18年度から一般会計への繰替運用が継続的に行われていた。令和4年10月に一般会計から全額繰戻しされたことにより、令和5年度末において一般財源からの積立分と合併特例債の償還が終わっている2,100,000千円については取り崩すことが可能になった。

現状は、「新市建設計画」に関する事業に基金の充当を予定している。新市建設計画とは、「奈良市の総合計画を基本に、月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため（新市建設計画より）」に計画されたものである。令和5年度においては、保健・衛生機能の充実を目的とした事業や交通体系や上下水道の整備を目的とした事業、観光交流や商工サービスの推進を目的とした事業に基金を充当し、合計で322,119千円を取り崩している。

今後も「新市建設計画」に関する事業だけでなく他の適切な事業に対しても充当を行う予定である。

(2) 担当課

総合政策課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、奈良市一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てている。

設立当初に市町村合併で有利な特別債を利用して基金を積立てているため、追加の積立てはない。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、「新市建設計画」に関する事業に充当する場合に取崩しを行う。どの事業に対し、基金から充当するかは、財政課、担当課と協議しながら当初予算編成時に調整している。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	-	-	-	-	-
増加計	-	-	-	-	-
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	322,119
出納整理期間後 残高	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	3,677,881

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性は

あるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧
- ⑤ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

① 基金の今後の運用について（意見）

基金設立時に 4,000,000 千円が積み立てられ、以降、一定期間にわたって基金は一切使われていなかった。その理由としては、一般会計への繰替運用中は基金の取崩しができないが、平成 18 年度から令和 4 年度まで財源不足に対応するため一般会計への繰替運用が行われていたことが大きな要因の一つである。また、当基金は市町村の合併に伴う合併特例債 3,800,000 千円と一般会計 200,000 千円を財源として積み立てられたものであるが、取崩しについては合併特例債の償還額が上限額となるといった制限がある。令和 5 年度の合併特例債の残高は 1,900,000 千円であるため、2,100,000 千円利用可能であるが、令和 5 年度決算残高（出納整理期間後残高）においても 3,677,801 千円と多くの残高が残っている。

当基金は新市建設計画に関する事業及び月ヶ瀬地域や都祁地域の活性化に関する事業に充当するとされている。新市建設計画とは、「奈良市の総合計画を基本に、月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため（新市建設計画より）」に計画されたものである。

よって、新市建設計画等をベースにし、「月ヶ瀬村、都祁村との合併後の新たな奈良市における市民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てるため（市への質問書回答より）」という目的に沿った形で、今後どのように当基金を活かすことができるか、より具体的な活用方針・計画を検討・立案することが必要であると考えられる。

13. 奈良市心のふるさと応援基金

(1) 基金の概要

① 目的

心のふるさととして奈良を愛し、応援していただける人々からの寄附金を財源として、文化財の保存及び活用、観光の振興並びに奈良の魅力を高め、その発展に寄与する事業の実施を図ることを目的としている（奈良市心のふるさと応援基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成20年6月30日

③ 基金の状況

ふるさと納税として市に寄附された寄附金を、寄附者指定の用途に応じた事業に活用するため、平成20年度に設置された。

例年5月と3月の年2回に分けて一般会計から基金へ積み立て、原則寄附を受け入れた翌年度に実施する事業に充当している。

ふるさと納税への注目が高まっている中、市へ多く寄附していただけるように、魅力的な返礼品の開拓を実施し、市のホームページにて、返礼品の魅力が伝わるような紹介方法を工夫している。

(2) 担当課

納税課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、ふるさと納税寄附として寄附の受領があったとき、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額があるとき積み立てる。ふるさと納税により暦年で集めた寄附金については、翌年の1月から3月にかけて別基金（奈良市児童相談所基金）に積み立てる金額と、翌年度の事業に充当する金額に分けて、後者を積み立てている。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、基金の設置目的を達成するために必要な財源に充当する際に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	225,305	211,512	209,133	230,918	333,318
増加					
積立	193,905	200,793	208,263	313,656	516,646
運用利息	206	193	90	140	168
増加計	194,112	200,986	208,353	313,796	516,814
減少					
事業費充当	207,905	203,365	186,568	211,396	300,157
減少計	207,905	203,365	186,568	211,396	300,157
3月末残高	211,512	209,133	230,918	333,318	549,975
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	71,106
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	211,512	209,133	230,918	333,318	621,081

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要はないか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング

- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧
- ⑤ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

① 寄附の使い道に係る選択肢の設定について(参考意見)

ホームページ等から市へのふるさと納税を申し込む際に選択する寄附の使い道の選択肢が令和5年で17個、令和6年度で19個と多く、寄附者からすると選択に迷い、目的を絞り込むことが難しいと考えられる。他自治体の選択肢を見ても、10個を超えるところはごく少数であることを鑑みても、充当する事業の配分に困らない範囲で選択肢(目的数)を見直すことが望ましい。

② 基金の管理について(参考意見)

心のふるさと応援基金については、暦年で集められた寄附金は目的に沿って翌年度において全て使い切るように利用が計画されている。しかし、動物愛護事業(犬猫殺処分ZEROプロジェクト事業)を目的とした寄附金は、基金残高として令和2年から3年連続で繰越されている。これは、取り崩し対象となる事業の執行額よりも寄附金額が多いためである。

当基金は繰り越すことを前提としていないことから、市が取り組む「犬猫殺処分ZEROプロジェクト」の意義を鑑みて、動物愛護を目的とする基金を創設し、動物愛護事業を所管する部署が管理することが望ましい。

14. 奈良市教育振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

市における教育振興を目的とする事業の推進に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市教育振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成20年12月17日

③ 基金の状況

寄附の残高は、使途目的によって複数の部署に分かれて管理している。

部署	内容
教育総務課	近年においては、令和3年2月に受領した寄附金について、寄附者の意向に沿って、済美小学校、春日中学校、一条高等学校の3校に対し、それぞれで活用できるよう口座を分けて積立てを行った。 今後も、各学校において学習活動に有効的に活用できるものが決定次第、基金の取崩しを行い、事業に充当する。
一条高等学校事務室	一条高等学校講堂（竣工：令和2年度）建替えの際、一条応援ふるさと納税分として令和2・3年度に講堂用として備品購入等に役立てていた。 令和6年度新校舎と一条高等学校講堂の連携を踏まえた施設充実を検討し執行する予定である。
教育施設課	近年では、旧吐山小学校・月ヶ瀬小学校・旧六郷小学校の校舎等を社会福祉法人などに有償貸与・譲渡したことに伴い、国庫補助を受けて整備した校舎等の財産処分を行ったが、建物の処分制限期間内であったため、残存する国庫補助金相当額を基金に積み立てている。 令和21年度までは旧吐山小学校の財産処分に伴う積立金について、毎年3,182,444円を積み立てる。
地域教育課	平成27年度に「トビタテ！留学JAPAN事業」の支援企業から寄附があった歳入について、次年度以降の事業に活用するため、基金への積立てが開始された。現在は寄附収入が好調であり、想定よりも基金積立額が増加しているため、3年程度は事業継続が可能な見通しである。

部署	内容
	令和6年度は、後継の事業としてスタートした、「奈良市中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業」の資金として、基金の残金を活用し、企業版ふるさと納税等で集まった寄附を次年度以降の事業継続のため積み立てる予定である。
保健給食課	平成27年1月公益財団法人奈良市学校給食会の解散に伴い、同法人の残余財産を市が寄附受納し、教育振興基金に積み立てた。 直近の状況としては、令和2年度末に学校給食設備経費及び給食センター設備整備事業の一部に充当するため、7,783,600円の取崩しを行った。使途目的に沿った事業に充当する。

(2) 担当課

教育総務課、一条高等学校事務室、教育施設課、地域教育課、保健給食課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、教育振興を目的とする寄附金の受領があった場合と市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、基金の設置目的を達成するために必要な財源に充当する際に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	74,138	46,616	71,626	71,182	84,060
増加					
積立	2,410	33,182	3,753	27,642	3,182
運用利息	66	11	27	34	33
増加計	2,476	33,193	3,780	27,676	3,216
減少					
事業費充当	2,433	8,183	4,223	14,799	－
減少計	2,433	8,183	4,223	14,799	－
3月末残高	74,180	71,626	71,182	84,060	87,276
出納整理期間中					
増加	1,620	－	－	－	－
減少	29,184	－	－	－	－
出納整理期間後 残高	46,616	71,626	71,182	84,060	87,276

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

15. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金

(1) 基金の概要

① 目的

市における市民公益活動の推進に資することを目的としている（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第 19 条）。

② 設置年月日

平成 21 年 7 月 1 日

③ 基金の現状

市民公益活動に必要な資金を提供できる仕組みを整備するため、「市民参画及び協働によるまちづくり基金」が平成 21 年度に設置された。

その後、当基金の活用方法として、「(仮称) 奈良市市民が選ぶ 1 % 支援制度」における活用について議論がなされ、平成 22 年度、平成 23 年度に 2 年度にわたり基金積立金などの予算案を提出したが、市議会において予算案が 0 円に減額され、それ以降、当基金については活用に至っていない。

当基金の目的としている市民公益活動の推進については、ボランティアや地域活動等の支援について毎年度必要な予算措置を講じていることから、予算として市民参画及び協働によるまちづくり基金に積立てを行うという具体的な取組は行っていない。

(2) 担当課

地域づくり推進課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例第 2 条に基づき、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第 2 条 6 号に規定する市民公益活動の推進のための寄附金の受領があったとき、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額があるとき積み立てる。

② 取崩し

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例第 6 条に基づき、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第 20 条に規定する、「奈良市市民参画及び

協働によるまちづくり審議会」の意見を聴き、設置目的を達成するために必要な財源に充当する際に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	-	-	-
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	-	-	-	-	-
増加計	-	-	-	-	-
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	-	-	-	-	-
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	-	-	-	-	-

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

（７） 監査の結果及び意見

① 基金の在り方について（意見）

市は、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）に基づき、当基金を設置した。当基金が設置された目的は、市民活動の活性化と、市民主体による魅力ある地域社会の発展を目指し、市民公益活動団体や事業を支援したい方からの寄附金の受け皿とするためである。

当該条例を踏まえた「（仮称）奈良市市民が選ぶ 1 % 支援制度に対する提言」（平成 22 年 3 月 4 日 奈良市市民公益活動推進会議）によれば、支援制度実施要綱について検討を行ったが制度化には至らなかった。この「1 % 支援制度」はハンガリーで成立した法律を参考にした制度である。ハンガリーでは、納税者が所得税の 1 % 相当額について自らの選定した非営利組織等に用途を指定できるというパーセント法があり、この法律は市民の公益活動への支援と活性化を図ることによって市民活動に対する市民の理解と関心を深めることや、納税に対する意識の高揚を図ることを目的としている。

市でも、当該支援制度が制度化していれば、市民が自分の納めた市民税の 1 % に相当する額で自分の選んだ市民公益活動を支援できるものであった。

平成 22 年度、平成 23 年度の 2 年度にわたり基金積立金などの予算案が提出されたが、市議会において予算案が 0 円に減額され、それ以降、当基金については活用に至っていない。

当基金は、基金設置当初から令和 5 年度まで残高が 0 円で推移しており、関係する事業については、一般会計予算の事業費として執行されている。また、寄附による基金の積立も行われていない。

基金残高が 0 円で推移している背景については、当基金の目的としている市民公益活動の推進に関して、ボランティアや地域活動等の支援には毎年度必要な予算措置を講じていることから、予算として当基金に積立てを行うという具体的な取組は行っていないとのことであった。この事実は、市民公益活動に必要な資金を提供するという基金を設置した当初の目的が蔑ろにされているとも捉えられる。

今後も当基金への一般会計からの積立てや寄附が見込めないのであれば、基金の在り方について、廃止を含めて検討すべきである。

16. 奈良市森林活性化推進基金

(1) 基金の概要

① 目的

市における森林の整備及びその活性化の推進に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市森林活性化推進基金条例第1条）。

② 設置年月日

令和元年7月1日

③ 基金の状況

国から市町村へ森林整備の財源として譲与される森林環境譲与税を活用するため、令和元年度に設置された。

森林環境譲与税は、都道府県・市区町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用することを趣旨としている。この趣旨に則り、市においても、関係事業への充当を行っている。

また、国による「森林環境譲与税」の原資となる「森林環境税」について、令和6年度より国税として市町村税課税担当課（市では市民税課）による賦課徴収が開始された。

これまでも、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市に譲与される森林環境譲与税の使途を市ホームページで公開してきたが、より市民に周知できるよう努めている。

(2) 担当課

農政課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、市の一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとされており、現年度の森林環境譲与税の歳入額に対し充当の後、なお剰余金がある場合は基金へ積み立てる。

国（総務省、林野庁）としては、目的のない積立（漫然と積み立てる）は薦められないが、次年度以降の事業執行を鑑みての積立（次年度以降の事業実施に備えての積立）は差し支えないものとしている。

また、基金から生ずる預金利息は、予算に計上し運用利息として当基金に編入する。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、基金の設置目的を達成するために必要な財源に充当する際に取り崩すとされており、現年度の森林環境譲与税の歳入額に対し充当の後、不足がある場合は基金を取り崩した上、関連事業へ充当している。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	-	13,976	48,792	38,622	50,455
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	-	3	12	23	20
増加計	-	3	12	23	20
減少					
事業費充当	-		10,182		22,151
減少計	-		10,182		22,151
3月末残高	-	13,979	38,622	38,645	28,324
出納整理期間中					
増加	13,976	34,813	-	11,810	-
減少	-	-	-		-
出納整理期間後 残高	13,976	48,792	38,622	50,455	28,324

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

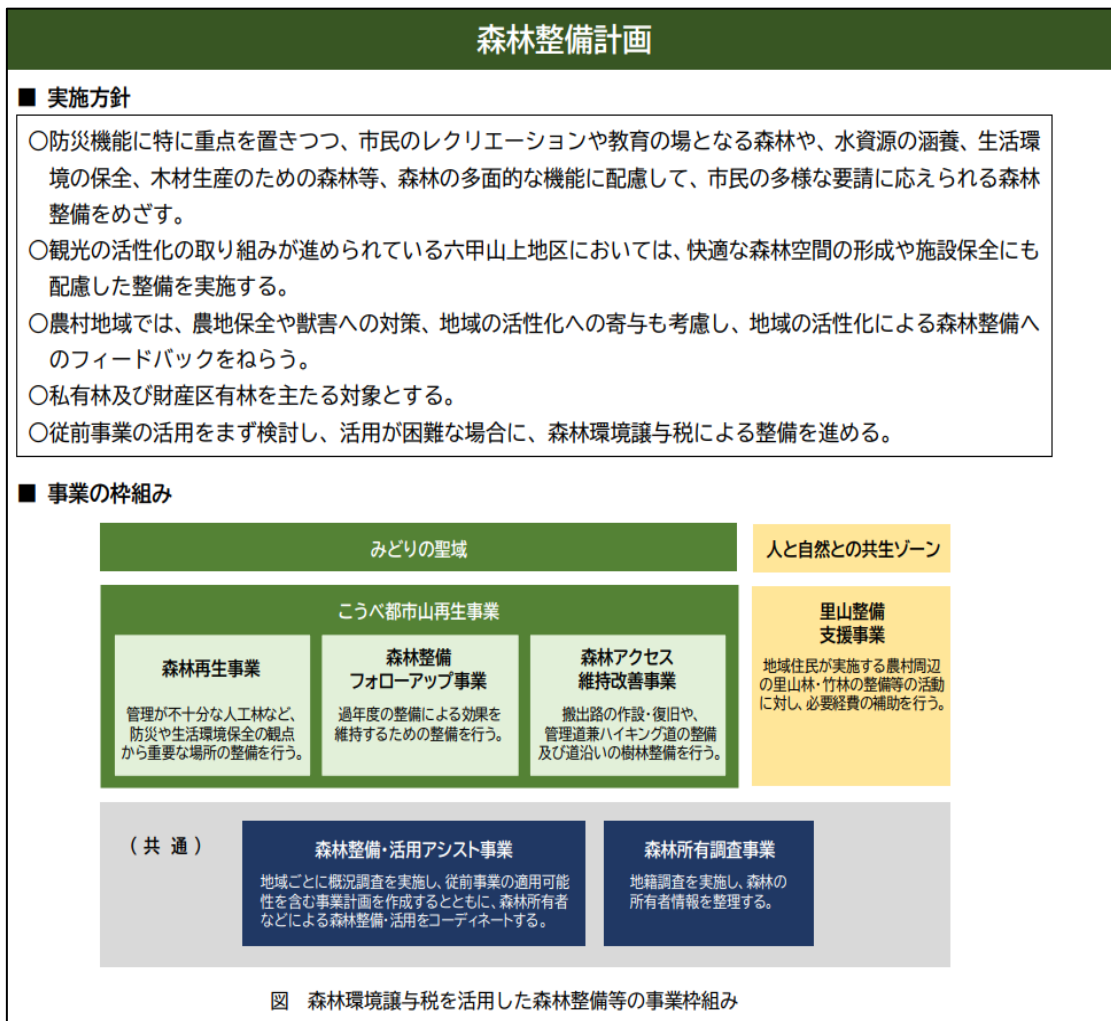
- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討

- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧
- ⑤ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

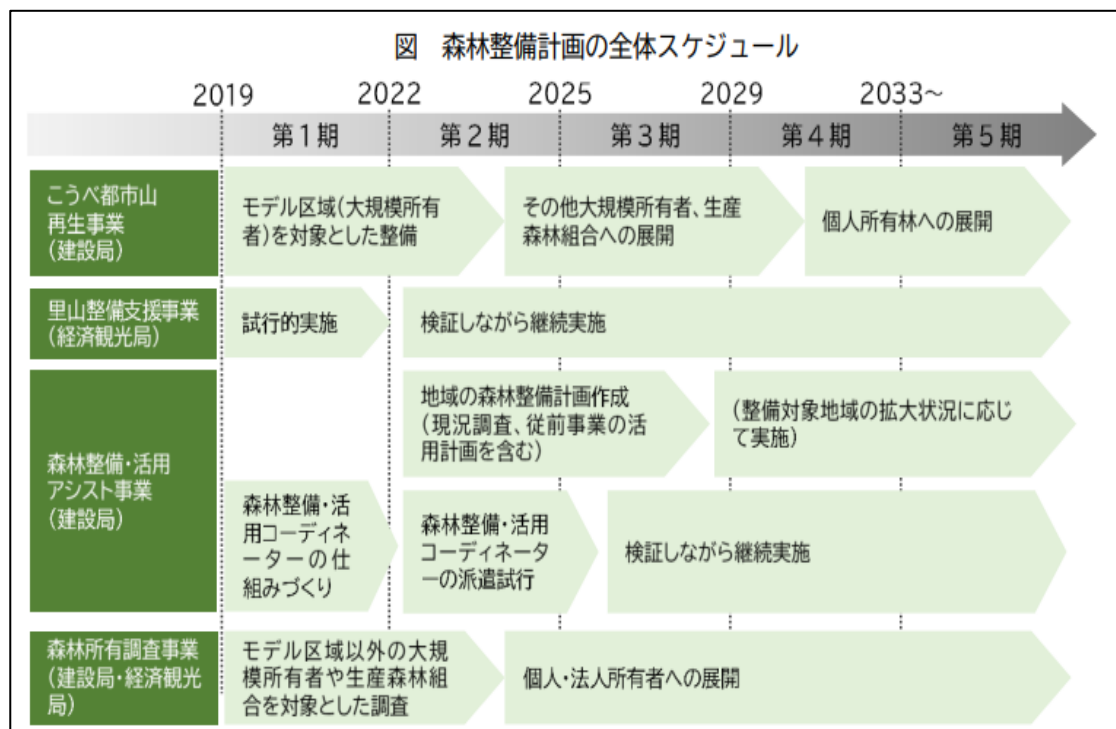
(7) 監査の結果及び意見

① 基金の活用計画の策定について（意見）

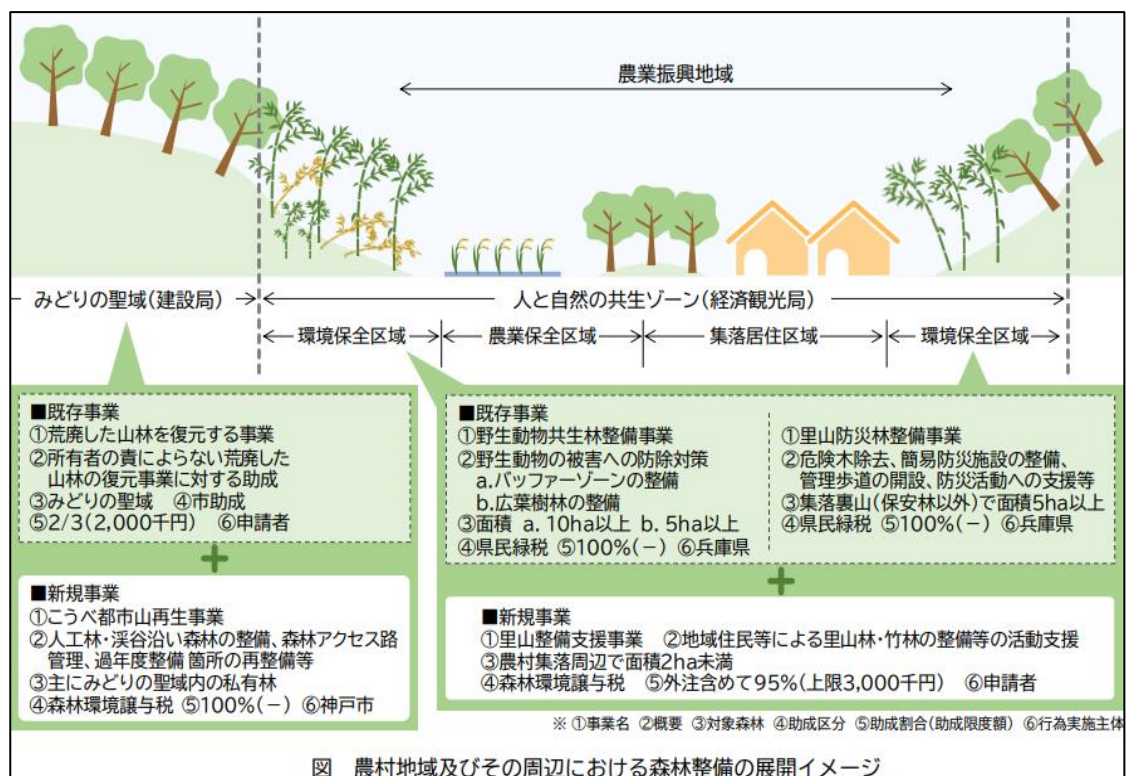
森林環境譲与税収支フレームに基づき3年先までの当基金に関する計画は策定されているが、中長期的な視点からの計画が策定されていない。基金を有効活用する観点から、現状の課題とそれを解決するための活用方針及び市民の満足度をさらに高める新たな取組みの策定などが必要である。事例として、兵庫県神戸市では森林環境譲与税を活用した森林整備実施計画を策定している。このように、具体的な実施計画を策定することが望ましい。



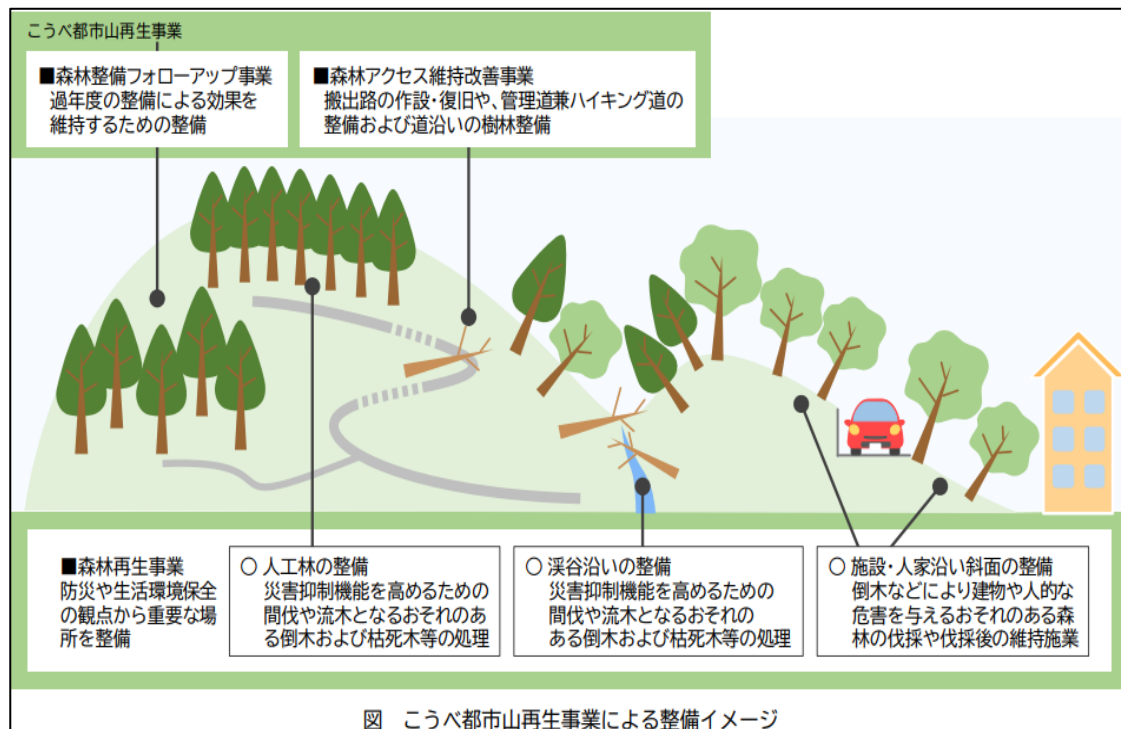
(出所：神戸市ホームページより)



(出所：神戸市ホームページより)



(出所：神戸市ホームページより)



(出所：神戸市ホームページより)

なお、現状、毎期継続的に充当する事業数は少ないこと、中長期的な基本計画が策定されていないことから、学校や公共施設などの改修工事といった臨時的な事業の活用が多いと考えられる。基金の有効活用という観点から、例えば、千葉県浦安市及び山武市で活用されているカーボンオフセット事業の取組みを計画するといった中長期的な計画を策定し、積極的な活用を検討すべきである。

森林整備 千葉県 浦安市・山武市（自治体間連携）

➤ 山武市では、令和元年房総半島台風以降、特に森林整備が課題となっている。

➤ 浦安市は、森林を有していないため、森林環境譲与税の有効な活用方法を検討している。

➤ そこで、令和３年度に締結した協定に基づき、浦安市の森林環境譲与税を活用して、山武市内の森林整備を開始した。

事業内容

- 山武市の森林整備の一部を浦安市が森林環境譲与税で負担
- 森林整備によるCO2吸収量を浦安市に還元
- 山武市産木材を加工した木製品の提供

【事業費】5,000千円（全額譲与税）

【実績】令和５年度

森林整備補助（10/10）間伐4.78ha	3,000千円	
木製品提供 サンプスギの折り紙	2,000千円	
森林整備によるCO2吸収量の還元	27.2 t-CO ₂	

工夫・留意した点

- ・ゼロカーボンシティを宣言している浦安市に対して、CO2吸収量を少しでも多く還元できるように間伐を実施した。
- ・木製品の提供では、山武市内での加工業者がほとんどいないため、製品や事業者の選定に苦慮した。
- ・山武市内で施業している林業事業者が少ないため、各事業者と協議し、国や県の補助事業ではなく、民有林を対象とした市単独の新規補助事業とした。

取組の効果

- ・山武市では、台風の風倒木処理やサンプスギの溝腐れ病対策として皆伐を中心に行っており、間伐が進んでいなかったが、これを機に実施することができた。
- ・サンプスギの折り紙については、浦安市の１歳６か月児健診時に配付している。
- ・協定に基づき、令和４年度から両市の相互交流について検討しており、令和５年度は相互のイベントへの出店や、浦安市民が山武市に赴き両市民で合同植樹祭を実施した。

取組の背景

「浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定」を令和４年３月22日に締結

- ・千葉県の市町村は、譲与税が多い都市部は森林が少なく、比較的森林が多い山村地域は譲与税が少ない傾向にある。
- ・千葉県の仲介によって、県内第１号の協定を締結した。



（令和３年度の協定締結式）



（間伐された森林）



（サンプスギの折り紙）

◇ **基礎データ**

山武市		
①令和４年度譲与額：15,686千円	②私有林人工林面積（※１）：2,744ha	
③林野率（※１）：26.9%	④人口（※２）：48,444人	⑤林業就業者数（※２）：14人
浦安市		
①令和５年度譲与額：17,924千円	②私有林人工林面積（※１）：0 ha	
③林野率（※１）：0%	④人口（※２）：171,362人	⑤林業就業者数（※２）：0人

※１：「2020農林業センサス」より、※２：「R2国勢調査」より

（出所：浦安市ホームページより）

17. 奈良市児童相談所基金

(1) 基金の概要

① 目的

市における児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市児童相談所基金条例第1条）。

② 設置年月日

令和2年3月31日

③ 基金の状況

令和2年度は積立のみ実施、令和3年度は児童相談所の相談業務に必要な備品や一時保護所の厨房備品等の購入に充てた。児童相談所設置後の令和4年度は、心理判定用具の購入や一時保護所の日用品の購入などに充当し、令和5年度は一時保護児童が使用する備品の購入に充てた。

今後は、児童相談所の経年劣化に伴い、施設整備が必要になることが予想されることから、将来発生する児童相談所の施設整備を見据えた計画的な積立を検討していく。

(2) 担当課

子育て相談課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第2条に基づき、児童相談所の整備及び運営の支援を目的とする寄附金の受領があった場合、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額がある場合に積み立てる。積立金は、預金利息収入もあるが、ほとんどがふるさと納税（児童相談所応援）の寄附によるものである。

② 取崩し

当基金の条例第6条に基づき、基金の設置目的である児童相談所の整備及び運営に充てる場合に限り取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	27,394	18,672	25,835
増加					
積立	-	27,394	8,266	8,116	9,962
運用利息	-	-	12	11	13
増加計	-	27,394	8,278	8,127	9,975
減少					
事業費充当	-	-	17,000	964	819
減少計	-	-	17,000	964	819
3月末残高	-	27,394	18,672	25,835	34,991
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	1,890
減少	-	-	-	-	
出納整理期間後 残高	-	27,394	18,672	25,835	36,881

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討
- ④ 取崩しに関連する各種帳簿等の閲覧
- ⑤ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

① 基金の積立目標金額設定の必要性について（意見）

現状、ふるさと納税による寄附金を原資として基金を積み立てているが、将来の支出に備えるため、積立額が取崩額よりも多くなるように、検査用具などの備品購入や里親等への独自補助など児童相談所に直接的に関連する用途に絞って充当していることから、残高が増えている傾向にある。一方で、支出内容である「児童相談所に直接的に関連する用途」について将来の支出内容が具体的に示されたものはない。

このため、当基金を充当することとなる、将来に必要な支出の内容を想定し、それに備える金額を設定することなどが必要である。そしてまた、積立目標金額を超える金額については積極的に活用すべきである。

② 充当事業の見直しについて（参考意見）

児童相談所は子どもセンター内に所在しており、当該センターは地域子育て支援センター、キッズスペース、子どもの発達相談、奈良市こども家庭センター、児童相談所の5つの機能を有している。各機能で共通的に利用するスペースが多いため、子どもセンターの維持管理等の施設全体的な運営に関する支出には充当せず、児童相談所に直接的に関連する用途に絞っている。

当基金を有効活用するために、充当する支出の範囲を子どもセンターの維持管理等の施設全体的な運営に関する支出にも拡大すべきである。

18. 奈良市まち・ひと・しごと創生基金

(1) 基金の概要

① 目的

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金を積み立てることを目的としている（奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例第 1 条）。

② 設置年月日

令和 5 年 9 月 29 日

③ 基金の状況

市における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に必要な資金（企業版ふるさと納税）の受け入れについて、企業が希望する寄附タイミング等に可能な限り対応できるよう、柔軟な受入体制を構築するために設置された。

直近の状況は、鴻ノ池運動公園駐車場整備事業に充てられる予定である。当該事業は、県市で締結した「まちづくり包括協定」及び法務省と県市で締結した「旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺整備に関する包括協定」に基づき、鴻ノ池運動公園のリニューアル等エリア全体の一体的な整備を進め、エリア全体の活性化を図ることを目的としている。

基金の原資である、企業版ふるさと納税の制度は、令和 6 年度をもって終了する予定の時限的な制度であるため、税制改正により内容に変更が生じることや事例毎に状況を総合的に勘案し、基金の活用可否判断を行う等の不確定要素を含んでいる。

当該制度が継続される場合は、規定に基づき、寄附促進に係る営業委託や地方創生の推進に資する充当先（企業の選択肢）について、幅広く検討を進めている。

(2) 担当課

総合政策課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

当基金の条例第 2 条に基づき、基金の設置目的に見合う寄附金の受領があった場合、及び市の一般会計歳入歳出予算で定める額がある場合に積み立てる。企業

版ふるさと納税を原資とするが、内閣府「地方再生計画認定申請マニュアル（各論）」における「積立額のうち、寄附を充てる分の割合を 10 割未満とすること。」の記述により、市費として 100 千円を一部積み立てている。

② 取崩し

当基金の条例第 6 条に基づき、奈良市まち・ひと・しごと創生基金活用事業に充てるときは、基金の全部又は一部を取り崩す。

（４） 基金残高の増減状況

過去 5 年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去 5 年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	-	-	-
増加					
積立	-	-	-	-	-
運用利息	-	-	-	-	-
増加計	-	-	-	-	53, 000
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3 月末残高	-	-	-	-	53, 000
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	100
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	-	-	-	-	53, 100

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

（５） 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運用について見直しを検討する必要はないか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去1年間の基金残高の推移検討
- ④ 基金の有効性及び必要性及び今後のあり方に関する検討

(7) 監査の結果及び意見

① 基金の今後の運用について（参考意見）

当基金については、企業版ふるさと納税の受入体制構築のために設けられた基金である。令和6年5月時点では5社から寄附があり、その充当先として1つの事業（鴻ノ池運動公園駐車場整備事業）に充当されている。

寄附者の募集を業者に委託し、声掛けを実施しているものの、上記以外の寄附受入れはなく、市に寄附をする動機付けや、ストーリーを示して広く周知することが課題として認識されている。このため、予算化できる歳入が限られているといえる。

時限的な制度、税制改正による内容の変更の可能性があるという状況ではあるが、基金の有効活用という観点から基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが望ましい。

19. 奈良市朱雀大路跡整備事業基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、朱雀大路跡の整備事業を推進する資金を積み立てることを目的としている（廃止前の奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和52年3月31日

③ 基金の状況

朱雀大路跡の整備事業を推進する資金を積み立てる目的で設置された。事業が進捗する中で、平成20年10月、朱雀大路跡は国営公園として国土交通省が整備することが閣議決定され、国土交通省による整備事業も完了し、平成30年3月、朱雀大路跡は国営平城宮跡歴史公園朱雀門広場として開園した。

現在は、資金を要する整備事業はなくなったため、目的を達成し、運用利息の積立を継続していくのみとなったため、当基金は令和5年度に取崩し、効果的な活用を図り廃止した（令和4年度に廃止が決定し、令和5年4月1日付で廃止）。

(2) 担当課

文化財課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

廃止前の当基金の条例第2条に基づき、寄附金の受領時に積み立てる。

② 取崩し

廃止前の当基金の条例第6条に基づき、朱雀大路跡の整備事業の推進に必要な財源に充当する際に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
前年度出納整理 期間後残高	392	92	92	92	－
増加					
積立	－	－	－	－	－
運用利息	－	－	－	－	－
増加計	－	－	－	－	－
減少					
事業費充当	300	－	－	－	－
減少計	300	－	－	－	－
3月末残高	92	92	92	92	－
出納整理期間中					
増加		－	－	－	－
減少		－	－	92	－
出納整理期間後 残高	92	92	92	－	－

(出所：市より入手したものを監査人が加工)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金造成時のニーズに沿った管理が行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

- ① 基金の根拠条例の確認
- ② 所管課に対するヒアリング
- ③ 過去5年間の基金残高の推移検討

(7) 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

以上